

第 1 回 敦賀市議会会議目録

議案番号	事 案 名	頁
第 1 号議案	令和 6 年度敦賀市一般会計補正予算（第 9 号）	1
第 2 号議案	令和 6 年度敦賀市港湾施設事業特別会計補正予算（第 1 号）	79
第 3 号議案	令和 6 年度敦賀市国民健康保険（事業勘定の部）特別会計補正予算（第 4 号）	93
第 4 号議案	令和 6 年度敦賀市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	111
第 5 号議案	令和 6 年度市立敦賀病院事業会計補正予算（第 4 号）	139
第 6 号議案	令和 6 年度敦賀市水道事業会計補正予算（第 3 号）	145
第 7 号議案	令和 6 年度敦賀市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	153
第 8 号議案	令和 7 年度敦賀市一般会計予算	1
第 9 号議案	令和 7 年度敦賀市港湾施設事業特別会計予算	15
第 10 号議案	令和 7 年度敦賀市国民健康保険（事業勘定の部及び施設勘定の部）特別会計予算	19
第 11 号議案	令和 7 年度敦賀市介護保険特別会計予算	29
第 12 号議案	令和 7 年度敦賀市後期高齢者医療特別会計予算	33

議案番号	事 案 名	頁
第 13 号議案	令和7年度敦賀市公共用地先行取得事業特別会計予算	37
第 14 号議案	令和7年度市立敦賀病院事業会計予算	41
第 15 号議案	令和7年度敦賀市水道事業会計予算	45
第 16 号議案	令和7年度敦賀市下水道事業会計予算	49
第 17 号議案	敦賀市営住宅あり方検討委員会設置条例制定の件	1
第 18 号議案	敦賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定の件	5
第 19 号議案	敦賀市部設置条例の一部改正の件	35
第 20 号議案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	39
第 21 号議案	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	53
第 22 号議案	敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件	61
第 23 号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件	67
第 24 号議案	職員の旅費支給に関する条例の一部改正の件	71

議案番号	事 案 名	頁
第 25 号議案	職員の退職手当に関する条例の一部改正の件	93
第 26 号議案	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正の件	99
第 27 号議案	敦賀市清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部改正の件	105
第 28 号議案	敦賀市都市公園条例の一部改正の件	107
第 29 号議案	敦賀駅東口駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正の件	113
第 30 号議案	敦賀市駅前立体駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正の件	117
第 31 号議案	敦賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	127
第 32 号議案	敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	137
第 33 号議案	敦賀市市税賦課徴収条例の一部改正の件	145
第 34 号議案	敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件	159
第 35 号議案	敦賀市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件	161
第 36 号議案	敦賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件	165

議案番号	事 案 名	頁
第 37 号議案	敦賀市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正の件	167
第 38 号議案	市道路線の認定の件	175
第 39 号議案	金ヶ崎周辺魅力づくり事業用地取得の件	181
第 40 号議案	都市公園を設置すべき区域の決定の件	183
第 41 号議案	元成新小学校解体工事請負契約変更の件	185
第 42 号議案	福井県市町総合事務組合理約の変更の件	187
第 43 号議案	令和6年度市立敦賀病院事業会計積立金の目的外使用の件	189
報告第 1 号	専決処分事項の報告の件 (公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例)	191
報告第 2 号	専決処分事項の報告の件 (損害賠償の額の決定及び和解)	195
報告第 3 号	専決処分事項の報告の件 (損害賠償の額の決定及び和解)	199
報告第 4 号	専決処分事項の報告の件 (損害賠償の額の決定及び和解)	203
報告第 5 号	専決処分事項の報告の件 (損害賠償の額の決定及び和解)	207

第 17 号 議 案

敦賀市営住宅あり方検討委員会設置条例制定の件

敦賀市営住宅あり方検討委員会設置条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市営住宅あり方検討委員会設置条例

(設置目的)

第1条 市営住宅の適正な管理運営等について、客観的かつ専門的見地から検討を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、敦賀市営住宅あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議を行い、その結果を答申する。

- (1) 市営住宅の管理運営に関する事項
- (2) 市営住宅の維持管理及びその計画に関する事項
- (3) 市営住宅の入居の基準に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 不動産関係団体に所属する者
- (3) 市の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申を終えた日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長

が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が非公開が相当であると認める場合には、委員会に諮って会議を非公開とすることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年敦賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

空き家等対策協議会委員	日額	7,500
-------------	----	-------

」

を

「

空き家等対策協議会委員	日額	7,500
市営住宅あり方検討委員会委員	日額	7,500

に改める。

提案理由

市営住宅の適正な管理運営等について、客観的かつ専門的見地から検討を行うため、市長の附属機関として、市営住宅あり方検討委員会を設置したいので、地方自治法第138条の4第3項の規定により、この案を提出する。

第 18 号 議 案

敦賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定の件

敦賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定めるものとする。

(市長が管理し、及び執行する事務)

第2条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行することとする。

- (1) 博物館の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前に、敦賀市教育委員会の職務権限によりなされた処分、手続その他の行為のうち、この条例の規定により市長が管理し、及び執行することとした事務に係るものについては、市長によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(敦賀市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 敦賀市立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和53年敦賀市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p><u>第3条</u> (略)</p> <p>(職員)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(博物館協議会)</p> <p><u>第5条</u> 博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第23条第1項</u>の規定に基づき、博物館に敦賀市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、<u>市長</u>が任命する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(資料の寄贈及び寄託)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(入館料)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(使用の許可)</p> <p><u>第8条</u> 博物館内の地下室及び3階講堂(以下「地下室等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(使用許可の制限)</p>	<p>(管理)</p> <p><u>第3条</u> 博物館は、敦賀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。</p> <p>(業務)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(職員)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(博物館協議会)</p> <p><u>第6条</u> 博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第20条第1項</u>の規定に基づき、博物館に敦賀市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、<u>教育委員会</u>が任命する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(資料の寄贈及び寄託)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(入館料)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(使用の許可)</p> <p><u>第9条</u> 博物館内の地下室及び3階講堂(以下「地下室等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(使用許可の制限)</p>

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、地下室等の使用を許可しない。

(1)～(3) (略)

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、地下室等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、地下室等の使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1)～(3) (略)

(4) その他市長が必要と認めたとき。

(使用料)

第11条 (略)

(入館料及び使用料の不還付)

第12条 (略)

(入館料及び使用料の免除)

第13条 (略)

(損害賠償)

第14条 (略)

(入館の禁止等)

第15条 市長は、博物館内の秩序を乱し、又は乱すおそれがある者に対し、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、地下室等の使用を許可しない。

(1)～(3) (略)

(4) その他教育委員会が不相当と認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、地下室等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、地下室等の使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1)～(3) (略)

(4) その他教育委員会が必要と認めたとき。

(使用料)

第12条 (略)

(入館料及び使用料の不還付)

第13条 (略)

(入館料及び使用料の免除)

第14条 (略)

(損害賠償)

第15条 (略)

(入館の禁止等)

第16条 教育委員会は、博物館内の秩序を乱し、又は乱すおそれがある者に対し、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定め

る。

別表第1中「第8条関係」を「第7条関係」に改める。

別表第2中「第12条関係」を「第11条関係」に改める。

(みなとつるが山車会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 みなとつるが山車会館の設置及び管理に関する条例(平成8年敦賀市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<u>(管理)</u>
	<u>第3条</u> 会館は、敦賀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。
(職員)	(職員)
<u>第3条</u> (略)	<u>第4条</u> (略)
(業務)	(業務)
<u>第4条</u> (略)	<u>第5条</u> (略)
(入館料)	(入館料)
<u>第5条</u> (略)	<u>第6条</u> (略)
(入館料の不還付)	(入館料の不還付)
<u>第6条</u> (略)	<u>第7条</u> (略)
(入館料の減免)	(入館料の減免)
<u>第7条</u> (略)	<u>第8条</u> (略)
(損害賠償)	(損害賠償)
<u>第8条</u> (略)	<u>第9条</u> (略)
(入館の禁止等)	(入館の禁止等)
<u>第9条</u> 市長は、会館内の秩序を乱し、又は乱すおそれがある者に対し、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。	<u>第10条</u> 教育委員会は、会館内の秩序を乱し、又は乱すおそれがある者に対し、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。
(委任)	(委任)
<u>第10条</u> この条例に定めるもののほか	<u>第11条</u> この条例に定めるもののほか

、この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。	、この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。
------------------------------------	---

別表中「第6条関係」を「第5条関係」に改める。

(敦賀市民文化センター設置および管理に関する条例の一部改正)

第5条 敦賀市民文化センター設置および管理に関する条例（昭和52年敦賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<u>(管理)</u>
	<u>第2条の2 文化センターは、教育委員会が管理する。</u>
(使用の許可)	(使用の許可)
第4条 文化センターを使用しようとする者は、 <u>市長</u> の許可を受けなければならないものとする。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。	第4条 文化センターを使用しようとする者は、 <u>教育委員会</u> の許可を受けなければならないものとする。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。
(使用許可の制限)	(使用許可の制限)
第5条 <u>市長</u> は、次の各号の一に該当する場合は、その使用を許可しないものとする。	第5条 <u>教育委員会</u> は、次の各号の一に該当する場合は、その使用を許可しないものとする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) その他 <u>市長</u> が不適當であると認めたとき。	(4) その他 <u>教育委員会</u> が不適當であると認めたとき。
(使用許可の取消し等)	(使用許可の取消し等)
第7条 <u>市長</u> は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用条件を変更することができるものと	第7条 <u>教育委員会</u> は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用条件を変更することができるものと

する。

(1)～(3) (略)

(4) 前各号に掲げるもののほか、この
条例又はこの条例に基づく規則の定
めに違反したとき。

2 (略)

(使用料)

第8条 使用者は、使用許可と同時に次
の各号に定める使用料を前納しなけれ
ばならないものとする。ただし、市長
が特別の事由があると認めるときは、
後納させることができるものとする。

(1) (略)

(2) 附属設備及び器具等使用料 規則
で定める料金

2 (略)

(特別な設備等の許可)

第10条 使用者は、文化センターの使
用にあたって特別な設備器具を設置し
、又は施設の原状を変更しようとする
ときは、あらかじめ市長の許可を受け
なければならないものとする。

(原状回復の義務)

第11条 (略)

2 使用者が前項の規定による義務を履
行しないときは、市長が使用者に代わ
ってこれを執行し、その要した費用を
使用者から徴収するものとする。

(入場の制限及び退去)

ものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 前各号に掲げるもののほか、この
条例又はこの条例に基づく教育委員
会規則の定めに違反したとき。

2 (略)

(使用料)

第8条 使用者は、使用許可と同時に次
の各号に定める使用料を前納しなけれ
ばならないものとする。ただし、教育
委員会が特別の事由があると認めたと
きは、後納させることができるものと
する。

(1) (略)

(2) 附属設備及び器具等使用料 教育
委員会規則で定める料金

2 (略)

(特別な設備等の許可)

第10条 使用者は、文化センターの使
用にあたって特別な設備器具を設置し
、又は施設の原状を変更しようとする
ときは、あらかじめ教育委員会の許可
を受けなければならないものとする。

(原状回復の義務)

第11条 (略)

2 使用者が前項の規定による義務を履
行しないときは、教育委員会が使用者
に代わってこれを執行し、その要した
費用を使用者から徴収するものとし
る。

(入場の制限及び退去)

第12条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、文化センターへの入場を禁止し、又は文化センターより退去を命ずることができるものとする。

(1)～(4) (略)

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に文化センターの管理を行わせることができる。

2 前項の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、文化センターの管理上特別の事由がある場合として規則で定める場合にあつては、前項の規定により申請することができるものを指名することができる。

(指定管理者の指定の基準)

第16条 市長は、前条第2項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に適合しているもののうち第1条に規定する設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めるものを、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

第12条 教育委員会は、次の各号の一に該当する者に対しては、文化センターへの入場を禁止し、又は文化センターより退去を命ずることができるものとする。

(1)～(4) (略)

(指定管理者による管理)

第15条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に文化センターの管理を行わせることができる。

2 前項の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

3 教育委員会は、文化センターの管理上特別の事由がある場合として教育委員会規則で定める場合にあつては、前項の規定により申請することができるものを指名することができる。

(指定管理者の指定の基準)

第16条 教育委員会は、前条第2項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に適合しているもののうち第1条に規定する設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めるものを、あらかじめ市長と協議し、議会の議決を経て指定管理者として指定

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、文化センターの管理を効果的かつ効率的に行うために必要なものとして規則で定める基準

(指定の公示等)

第17条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公示しなければならない。法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも同様とする。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 指定管理者に文化センターの管理を行わせる場合においては、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第19条 (略)

するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、文化センターの管理を効果的かつ効率的に行うために必要なものとして教育委員会規則で定める基準

(指定の公示等)

第17条 教育委員会は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公示しなければならない。法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも同様とする。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 指定管理者に文化センターの管理を行わせる場合においては、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(利用料金)

第19条 (略)

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めた額とする。

(指定管理者の原状回復義務)

第22条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理に係る事務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに施設、設備等を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承諾を得たときは、この限りでない。

(準用規定)

第24条 第4条から第14条までの規定は、指定管理者が管理を行う場合について準用する。この場合において、第4条、第5条、第7条第1項、第8条第1項、第10条、第11条第2項及び第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条及び第6条中「使用し」とあるのは「利用し」と、第10条中「使用に」とあるのは「利用に」と、第5条、第7条及び第11条第1項中「使用を」とあるのは「利用を」と、第6条、第7条、第8条第1項、第10条、第11条、第13条、第14条及び別表中「使用者」とあるのは「利用者」と、第8条、第9条及び別表中「使用料」とあるのは「利

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めた額とする。

(指定管理者の原状回復義務)

第22条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理に係る事務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに施設、設備等を原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承諾を得たときは、この限りでない。

(準用規定)

第24条 第4条から第14条までの規定は、指定管理者が管理を行う場合について準用する。この場合において、第4条、第5条、第7条第1項、第8条第1項、第10条、第11条第2項及び第12条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条及び第6条中「使用し」とあるのは「利用し」と、第10条中「使用に」とあるのは「利用に」と、第5条、第7条及び第11条第1項中「使用を」とあるのは「利用を」と、第6条、第7条、第8条第1項、第10条、第11条、第13条、第14条及び別表中「使用者」とあるのは「利用者」と、第8条、第9条及び別表中「使用料」とあるの

<p>用料金」と、第7条、第8条第1項及び第11条第1項中「使用許可」とあるのは「利用許可」と、第7条中「使用条件」とあるのは「利用条件」と、第14条中「使用中」とあるのは「利用中」と、別表中「使用する」とあるのは「利用する」と、「基本使用料」とあるのは「基本利用料金」と、「使用区分」とあるのは「利用区分」と、「使用時間」とあるのは「利用時間」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>は「利用料金」と、第7条、第8条第1項及び第11条第1項中「使用許可」とあるのは「利用許可」と、第7条中「使用条件」とあるのは「利用条件」と、第14条中「使用中」とあるのは「利用中」と、別表中「使用する」とあるのは「利用する」と、「基本使用料」とあるのは「基本利用料金」と、「使用区分」とあるのは「利用区分」と、「使用時間」とあるのは「利用時間」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>
---	---

(敦賀市柴田氏庭園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 敦賀市柴田氏庭園の設置及び管理に関する条例（令和5年敦賀市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p><u>第4条</u> 庭園は、第1条に規定する設置の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認める業務</p> <p>(開園時間)</p>	<p><u>(管理)</u></p> <p><u>第4条</u> 庭園は、敦賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。</p> <p>(業務)</p> <p><u>第5条</u> 庭園は、第1条に規定する設置の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>(開園時間)</p>

第5条 庭園の開園時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休業日)

第6条 庭園の休業日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1)・(2) (略)

(入館料)

第7条 (略)

(使用の許可)

第8条 庭園の建物（別表第3に掲げる施設をいう。以下第9条、第10条及び第16条第1項において同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な限度において条件を付することができる。

(使用の許可の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、建物の使用を許可しない。

(1)～(4) (略)

(5) その他市長が不相当であると認めるとき。

(許可の目的外使用等の禁止)

第10条 第8条第1項の規定により使

第6条 庭園の開園時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休業日)

第7条 庭園の休業日は、次に掲げる日とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1)・(2) (略)

(入館料)

第8条 (略)

(使用の許可)

第9条 庭園の建物（別表第3に掲げる施設をいう。以下第10条、第11条及び第17条第1項において同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可に際し、管理上必要な限度において条件を付することができる。

(使用の許可の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、建物の使用を許可しない。

(1)～(4) (略)

(5) その他教育委員会が不相当であると認めるとき。

(許可の目的外使用等の禁止)

第11条 第9条第1項の規定により使

用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に建物を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（損傷又は滅失の届出）

第11条 施設、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失させた者は、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（使用許可の取消し等）

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用条件を変更することができる。

(1) (略)

(2) 第9条各号又は第17条各号のいずれかに該当するものと認めるとき。

(3)・(4) (略)

2 (略)

（使用料）

第13条 使用者は、別表第3に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。

（入館料及び使用料の免除）

第14条 (略)

（入館料及び使用料の還付）

第15条 (略)

用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に建物を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（損傷又は滅失の届出）

第12条 施設、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失させた者は、直ちにその旨を教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

（使用許可の取消し等）

第13条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用条件を変更することができる。

(1) (略)

(2) 第10条各号又は第18条各号のいずれかに該当するものと認めるとき。

(3)・(4) (略)

2 (略)

（使用料）

第14条 使用者は、別表第3に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。

（入館料及び使用料の免除）

第15条 (略)

（入館料及び使用料の還付）

第16条 (略)

<p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第16条</u> 使用者は、建物の使用を終了したとき、又は<u>第12条第1項</u>の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに当該施設を原状に回復し、職員の点検を受けなければならない。</p> <p>2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、<u>市長</u>が使用者に代わってこれを執行し、その費用は使用者の負担とする。</p> <p>(禁止行為)</p> <p><u>第17条</u> 庭園において、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 庭園の設置の目的に反し、又は<u>市長</u>の指示する事項に違反する行為をすること。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第19条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第17条</u> 使用者は、建物の使用を終了したとき、又は<u>第13条第1項</u>の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに当該施設を原状に回復し、職員の点検を受けなければならない。</p> <p>2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、<u>教育委員会</u>が使用者に代わってこれを執行し、その費用は使用者の負担とする。</p> <p>(禁止行為)</p> <p><u>第18条</u> 庭園において、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 庭園の設置の目的に反し、又は<u>教育委員会</u>の指示する事項に違反する行為をすること。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第20条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>
--	---

別表第2中「第8条関係」を「第7条関係」に改める。

別表第3中「第9条及び第14条関係」を「第8条及び第13条関係」に改める。

(敦賀市文化財保護条例の一部改正)

第7条 敦賀市文化財保護条例（昭和45年敦賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）<u>第182条第2項</u>の規定に基づき、敦賀市（以下「市」という。）の区域内にある文化財で重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、郷土文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>(市民、所有者の心構え)</p> <p>第3条 市民は、<u>市</u>がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市長</u>は、この条例の執行にあたって関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>(指定)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、法及び福井県文化財保護条例（昭和34年福井県条例第39号）によって指定をうけたもの以外の文化財で、市の区域内に存するもののうち重要で保護顕彰の必要があると認</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）<u>第98条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条</u>の規定に基づき、敦賀市（以下「市」という。）の区域内にある文化財で重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、郷土文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>(市民、所有者の心構え)</p> <p>第3条 市民は、<u>敦賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、この条例の執行にあたって関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>(指定)</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、法及び福井県文化財保護条例（昭和34年福井県条例第39号）によって指定をうけたもの以外の文化財で、市の区域内に存するものうち重要で保護顕彰の必要があ</p>

めるものを、所有者若しくは管理者（以下「所有者等」という。）の申請に基づき、又はその同意を得てこれを敦賀市指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。ただし、所有者等が判明しない場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の規定による指定をするには、あらかじめ敦賀市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により指定をしたときは、その旨を告示し、かつ当該指定文化財の所有者等に指定文化財の指定書を交付しなければならない。

4 （略）
（解除）

第5条 市長は、指定文化財がその価値を失った場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2・3 （略）

4 第1項の規定により指定を解除したとき、及び前項の場合において、市長はその旨を告示するとともに、所有者等に通知しなければならない。

5 所有者等は、指定解除の通知を受けたときは、30日以内に指定文化財の指定書を市長に返付しなければならない。

（所有者又は管理責任者の変更）

ると認めるものを、所有者若しくは管理者（以下「所有者等」という。）の申請に基づき、又はその同意を得てこれを敦賀市指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。ただし、所有者等が判明しない場合はこの限りではない。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするには、あらかじめ敦賀市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定により指定をしたときは、その旨を告示し、かつ当該指定文化財の所有者等に指定文化財の指定書を交付しなければならない。

4 （略）
（解除）

第5条 教育委員会は、指定文化財がその価値を失った場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2・3 （略）

4 第1項の規定により指定を解除したとき、及び前項の場合において、教育委員会はその旨を告示するとともに、所有者等に通知しなければならない。

5 所有者等は、指定解除の通知を受けたときは、30日以内に指定文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

（所有者又は管理責任者の変更）

第6条 指定文化財の所有者等（新所有者及び管理者を含む。）は、次の各号の一に該当するときは20日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

(管理又は修理の補助)

第7条 指定文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、市長はその経費の一部に充てさせるため、当該所有者等に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、市長は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、その管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付を受けた所有者等が次の各号の一に該当するときは、市長は当該補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関し、条例及び規則に違反したとき。

(2)・(3) (略)

(現状変更の制限)

第9条 指定文化財の現状を変更しよう

第6条 指定文化財の所有者等（新所有者及び管理者を含む。）は、次の各号の一に該当するときは20日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

(管理又は修理の補助)

第7条 指定文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、市はその経費の一部に充てさせるため、当該所有者等に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、その管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付を受けた所有者等が次の各号の一に該当するときは、市は当該補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関し、条例及び教育委員会規則に違反したとき。

(2)・(3) (略)

(現状変更の制限)

第9条 指定文化財の現状を変更しよう

とするときは、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更に関し必要な指示をすることができる。

(管理)

第10条 市長は、指定文化財の所有者等に対し、指定文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

- 2 指定文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づいて発する市長の指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。

- 3 (略)

(管理に関する命令又は勧告)

第11条 指定文化財の管理が適当でないため、当該指定文化財が滅失し、き損し、又は盗みとられるおそれがあると認められるときは、市長は当該所有者等に対し指定文化財保護に必要な措置を命じ勧告することが出来る。

(報告)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、指定文化財の所有者等に対し指定文化財の現状、又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

(公開)

第13条 市長は、指定文化財の所有者等に対し期間を限って、市長の行う公

とするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更に関し必要な指示をすることができる。

(管理)

第10条 教育委員会は、指定文化財の所有者等に対し、指定文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

- 2 指定文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づいて発する教育委員会の指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。

- 3 (略)

(管理に関する命令又は勧告)

第11条 指定文化財の管理が適当でないため、当該指定文化財が滅失し、き損し、又は盗みとられるおそれがあると認められるときは、教育委員会は当該所有者等に対し指定文化財保護に必要な措置を命じ勧告することが出来る。

(報告)

第12条 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定文化財の所有者等に対し指定文化財の現状、又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

(教育委員会による公開)

第13条 教育委員会は、指定文化財の所有者等に対し期間を限って、教育委

<p>開の用に供するため指定文化財を出品することを勧告することができる。</p> <p>(所有者変更に伴う権利義務の承継)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の場合には旧所有者等は当該指定文化財の引渡しと同時に、その指定書を新所有者等に引き渡さなければならない。旧所有者等はその旨を書面をもって20日以内に<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(審議会の設置)</p> <p>第15条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び<u>法第190条第2項</u>の規定に基づき、<u>市長</u>の諮問機関として敦賀市文化財保護審議会(以下「<u>審議会</u>」という。)を設置する。</p> <p>(審議会の任務)</p> <p>第16条 審議会は<u>市長</u>の諮問に応じて文化財の調査研究に当り、その保存、指導及び活用について審議し、必要な事項を<u>市長</u>に建議する。</p> <p>第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p><u>員会</u>の行う公開の用に供するため指定文化財を出品することを勧告することができる。</p> <p>(所有者変更に伴う権利義務の承継)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の場合には旧所有者等は当該指定文化財の引渡しと同時に、その指定書を新所有者等に引き渡さなければならない。旧所有者等はその旨を書面をもって20日以内に<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>(審議会の設置)</p> <p>第15条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、<u>教育委員会</u>の諮問機関として敦賀市文化財保護審議会(以下「<u>審議会</u>」という。)を設置する。</p> <p>(審議会の任務)</p> <p>第16条 審議会は<u>教育委員会</u>の諮問に応じて文化財の調査研究に当り、その保存、指導及び活用について審議し、必要な事項を<u>教育委員会</u>に建議する。</p> <p>第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>
---	---

(敦賀市スポーツ振興審議会条例の一部改正)

第8条 敦賀市スポーツ振興審議会条例(昭和44年敦賀市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任務)</p> <p>第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか<u>市長</u>の諮問に応じて、スポーツの推進に関する事項について調査審議し及びこれらの事項に関して<u>市長</u>に建議する。</p> <p>(委員の任命)</p> <p>第4条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから<u>市長</u>が任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他<u>市長</u>が必要と認める者</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>(任務)</p> <p>第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか<u>教育委員会</u>の諮問に応じて、スポーツの推進に関する事項について調査審議し及びこれらの事項に関して<u>教育委員会</u>に建議する。</p> <p>(委員の任命)</p> <p>第4条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから<u>教育委員会</u>が任命する。<u>この場合、市長の意見をきかなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他<u>教育委員会</u>が必要と認める者</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

(敦賀市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 敦賀市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成9年敦賀市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p><u>第3条</u> (略)</p>	<p><u>(管理)</u></p> <p><u>第3条</u> スポーツ施設は、敦賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。</p> <p>(職員)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p>

(使用許可)

第4条 スポーツ施設（敦賀市きらめきスタジアムを除く。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第5条 市長は、次の各号の一に該当するときは、スポーツ施設の使用を許可しない。

(1)～(3) (略)

(4) その他市長が使用を不相当と認めたとき。

(目的外使用等の禁止)

第6条 第4条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を他の者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第7条 別表第1に掲げる有料施設の使用人は、使用する前日までに使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

3 附属の設備及び特殊の器具等の使用料は、規則で定める。

(使用料の還付)

第8条 (略)

(使用許可)

第5条 スポーツ施設（敦賀市きらめきスタジアムを除く。）を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、スポーツ施設の使用を許可しない。

(1)～(3) (略)

(4) その他教育委員会が使用を不相当と認めたとき。

(目的外使用等の禁止)

第7条 第5条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を他の者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第8条 別表第1に掲げる有料施設の使用人は、使用する前日までに使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

3 附属の設備及び特殊の器具等の使用料は、教育委員会規則で定める。

(使用料の還付)

第9条 (略)

<p>(使用料の減免)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>2 減免の範囲及び割合は、<u>市長が別に定める。</u></p> <p>(特別の設備等)</p> <p><u>第10条</u> 使用者は、スポーツ施設に特別の設備をし、又は設備の変更を加えようとするときは、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第11条</u> <u>市長</u>は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用許可を取消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他<u>市長</u>が管理運営上必要があると認めたととき。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p>2 使用者が前項の規定を履行しないときは、<u>市長</u>は使用者に代わってこれを執行し、その費用は使用者が負担しなければならない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第14条</u> 地方自治法第244条の2第3項の規定により、敦賀市きらめきスタジアム(以下「きらめきスタジアム」という。)の管理を法人その他の団体であって<u>市長</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>2 減免の範囲及び割合は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>(特別の設備等)</p> <p><u>第11条</u> 使用者は、スポーツ施設に特別の設備をし、又は設備の変更を加えようとするときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第12条</u> <u>教育委員会</u>は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用許可を取消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他<u>教育委員会</u>が管理運営上必要があると認めたととき。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p>2 使用者が前項の規定を履行しないときは、<u>教育委員会</u>は使用者に代わってこれを執行し、その費用は使用者が負担しなければならない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第15条</u> 地方自治法第244条の2第3項の規定により、敦賀市きらめきスタジアム(以下「きらめきスタジアム」という。)の管理を法人その他の団体であって<u>教育委員会</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行</p>
--	--

ものとする。

2 前項の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、きらめきスタジアムの管理上特別の事由がある場合として規則で定める場合にあつては、前項の規定により申請することができるものを指名することができる。

(指定管理者の指定の基準)

第15条 市長は、前条第2項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に適合しているもののうち第1条に規定する設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めるものを、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、きらめきスタジアムの管理を効果的かつ効率的に行うために必要なものとして規則で定める基準

(指定の公示等)

第16条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも同様とする。

わせるものとする。

2 前項の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

3 教育委員会は、きらめきスタジアムの管理上特別の事由がある場合として教育委員会規則で定める場合にあつては、前項の規定により申請することができるものを指名することができる。

(指定管理者の指定の基準)

第16条 教育委員会は、前条第2項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に適合しているもののうち第1条に規定する設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めるものを、あらかじめ市長と協議し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、きらめきスタジアムの管理を効果的かつ効率的に行うために必要なものとして教育委員会規則で定める基準

(指定の公示等)

第17条 教育委員会は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも同様とする。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 指定管理者が行うきらめきスタジアムの管理の業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 利用料金（第22条第1項に規定する利用料金をいう。以下この条において同じ。）の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務を行うこと。

(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、きらめきスタジアムの管理に関し市長が必要と認める業務を行うこと。

(指定管理者の原状回復義務)

第18条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理に係る事務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに管理しなくなった当該施設の施設、設備等を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 指定管理者が行うきらめきスタジアムの管理の業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 利用料金（第23条第1項に規定する利用料金をいう。以下この条において同じ。）の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務を行うこと。

(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、きらめきスタジアムの管理に関し教育委員会が必要と認める業務を行うこと。

(指定管理者の原状回復義務)

第19条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理に係る事務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに管理しなくなった当該施設の施設、設備等を原状に回復しなければならない。

ただし、市長の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第19条 (略)

(開場時間)

第20条 (略)

- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て前項の開場時間を変更することができる。

(休場日)

第21条 (略)

- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て前項の休場日を変更することができる。

(利用料金)

第22条 利用料金の額は、別表第2の

2に定める額を超えない範囲内で指定管理者が定める額とする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。

- 2 (略)

(準用規定)

第23条 第4条から第13条までの規定は、きらめきスタジアムの利用につ

いて準用する。この場合において、第4条第1項中「スポーツ施設（敦賀市きらめきスタジアムを除く。）」とあるのは「きらめきスタジアム」と、同項、同条第2項、第5条、第7条第1項、第10条、第11条及び第12条第2項中「市長」とあるのは「指定管

ただし、教育委員会の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第20条 (略)

(開場時間)

第21条 (略)

- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て前項の開場時間を変更することができる。

(休場日)

第22条 (略)

- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て前項の休場日を変更することができる。

(利用料金)

第23条 利用料金の額は、別表第2の

2に定める額を超えない範囲内で指定管理者が定める額とする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について教育委員会の承認を受けなければならない。

- 2 (略)

(準用規定)

第24条 第5条から第14条までの規定は、きらめきスタジアムの利用につ

いて準用する。この場合において、第5条第1項中「スポーツ施設（敦賀市きらめきスタジアムを除く。）」とあるのは「きらめきスタジアム」と、同項、同条第2項、第6条、第8条第1項、第11条、第12条及び第13条第2項中「教育委員会」とあるのは「

<p>理者」と、<u>第4条第1項</u>及び<u>第6条</u>中「<u>使用し</u>」とあるのは「<u>利用し</u>」と、<u>第5条</u>、<u>第11条</u>及び<u>第12条第1項</u>中「<u>使用を</u>」とあるのは「<u>利用を</u>」と、<u>第6条</u>及び<u>第12条第1項</u>中「<u>使用の</u>」とあるのは「<u>利用の</u>」と、<u>第6条</u>、<u>第7条第1項</u>、<u>第10条</u>、<u>第11条</u>、<u>第12条</u>及び<u>第13条</u>中「<u>使用者</u>」とあるのは「<u>利用者</u>」と、<u>第7条</u>、<u>第8条</u>、<u>第9条</u>及び<u>第11条第3号</u>中「<u>使用料</u>」とあるのは「<u>利用料金</u>」と、<u>第11条</u>中「<u>使用許可</u>」とあるのは「<u>利用許可</u>」と、「<u>使用条件</u>」とあるのは「<u>利用条件</u>」と、<u>第13条</u>中「<u>使用中</u>」とあるのは「<u>利用中</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(免責)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第25条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>指定管理者」と、<u>第5条第1項</u>及び<u>第7条</u>中「<u>使用し</u>」とあるのは「<u>利用し</u>」と、<u>第6条</u>、<u>第12条</u>及び<u>第13条第1項</u>中「<u>使用を</u>」とあるのは「<u>利用を</u>」と、<u>第7条</u>及び<u>第13条第1項</u>中「<u>使用の</u>」とあるのは「<u>利用の</u>」と、<u>第7条</u>、<u>第8条第1項</u>、<u>第11条</u>、<u>第12条</u>、<u>第13条</u>及び<u>第14条</u>中「<u>使用者</u>」とあるのは「<u>利用者</u>」と、<u>第8条</u>、<u>第9条</u>、<u>第10条</u>及び<u>第12条第3号</u>中「<u>使用料</u>」とあるのは「<u>利用料金</u>」と、<u>第12条</u>中「<u>使用許可</u>」とあるのは「<u>利用許可</u>」と、「<u>使用条件</u>」とあるのは「<u>利用条件</u>」と、<u>第14条</u>中「<u>使用中</u>」とあるのは「<u>利用中</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(免責)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第26条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>
--	---

別表第2中「第8条関係」を「第7条関係」に改める。

別表第2の3の花城テニスコートのア コートの表中「教育委員会」を「市長」に改める。

(敦賀市武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 敦賀市武道館の設置及び管理に関する条例（平成13年敦賀市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、武道館の管理を法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 前項の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、武道館の管理上特別の事由がある場合として規則で定める場合にあつては、前項の規定により申請することができるものを指名することができる。

（指定管理者の指定の基準）

第5条 市長は、前条第2項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に適合しているもののうち設置目的を最も効果的に達成することができるものと認めるものを、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、武道館の管理を効果的かつ効率的に行うために必要なものとして規則で定める基準

（指定の公示等）

第6条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、武道館の管理を法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 前項の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

3 教育委員会は、武道館の管理上特別の事由がある場合として教育委員会規則で定める場合にあつては、前項の規定により申請することができるものを指名することができる。

（指定管理者の指定の基準）

第5条 教育委員会は、前条第2項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に適合しているもののうち設置目的を最も効果的に達成することができるものと認めるものを、あらかじめ市長と協議し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、武道館の管理を効果的かつ効率的に行うために必要なものとして教育委員会規則で定める基準

（指定の公示等）

第6条 教育委員会は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公示しなければならない。地方自

244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも同様とする。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 指定管理者が行う武道館の管理の業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、武道館の管理に関し市長が必要と認める業務を行うこと。

(指定管理者の原状回復義務)

第8条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理に係る事務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに施設、設備等を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承諾を得たときは、この限りでない。

(開館時間)

治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも同様とする。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 指定管理者が行う武道館の管理の業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、武道館の管理に関し教育委員会が必要と認める業務を行うこと。

(指定管理者の原状回復義務)

第8条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理に係る事務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに施設、設備等を原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承諾を得たときは、この限りでない。

(開館時間)

第10条 (略)

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第11条 (略)

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て前項の休館日を変更することができる。

(利用許可の取消し等)

第16条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第1項の許可（以下「利用許可」という。）を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは利用の条件を変更することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(利用料金)

第17条 (略)

2 利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内で指定管理者が定める額とする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、当該利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。

3 (略)

(原状回復の義務)

第10条 (略)

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第11条 (略)

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て前項の休館日を変更することができる。

(利用許可の取消し等)

第16条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第1項の許可（以下「利用許可」という。）を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは利用の条件を変更することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(利用料金)

第17条 (略)

2 利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内で指定管理者が定める額とする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、当該利用料金の額について教育委員会の承認を受けなければならない。

3 (略)

(原状回復の義務)

第21条 (略)

2 利用者が前項の規定を履行しないときは、市長が利用者に代わってこれを執行し、その費用は利用者の負担とする。

(入館の制限等)

第22条 指定管理者は、次のいずれかに該当する者に対しては、武道館への入館を禁止し、又は武道館から退去させることができる。

(1) (略)

(2) その他規則で定める管理運営上支障があると認められる者

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第21条 (略)

2 利用者が前項の規定を履行しないときは、教育委員会が利用者に代わってこれを執行し、その費用は利用者の負担とする。

(入館の制限等)

第22条 指定管理者は、次のいずれかに該当する者に対しては、武道館への入館を禁止し、又は武道館から退去させることができる。

(1) (略)

(2) その他教育委員会規則で定める管理運営上支障があると認められる者

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

提案理由

教育に関する事務の職務権限の一部を、教育委員会から市長に移管するため、この案を提出する。

第 19 号 議 案

敦賀市部設置条例の一部改正の件

敦賀市部設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市部設置条例の一部を改正する条例

敦賀市部設置条例（平成19年敦賀市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 文化交流部</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 文化交流部</u></p> <p><u>ア 文化に関すること。</u></p> <p><u>イ 文化財の保護に関すること。</u></p> <p><u>ウ スポーツに関すること。</u></p> <p><u>エ 国内外との交流に関すること。</u></p> <p><u>(7) まちづくり観光部</u></p> <p>ア～エ (略)</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) まちづくり観光部</u></p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ 国内外との交流に関すること。</u></p>

<u>オ</u> (略)	<u>カ</u> (略)
<u>カ</u> (略)	<u>キ</u> (略)
<u>キ</u> (略)	<u>ク</u> (略)
<u>8</u> (略)	<u>7</u> (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

効率的かつ効果的な市政運営を図るため、行政組織の改革を行いたいので、この案を提出する。

第 20 号 議 案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例制定の件

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(敦賀市恩給条例の一部改正)

第1条 敦賀市恩給条例(昭和18年敦賀市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第7条 退隠料又ハ遺族扶助料ヲ受クル権利ヲ有スル者、次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ、其ノ権利消滅ス。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 死刑又ハ無期若クハ3年ヲ超ユル<u>拘禁刑</u>ニ処セラレタルトキ。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第7条 退隠料又ハ遺族扶助料ヲ受クル権利ヲ有スル者、次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ、其ノ権利消滅ス。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 死刑又ハ無期若クハ3年ヲ超ユル<u>懲役若クハ禁錮ノ刑</u>ニ処セラレタルトキ。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>第9条 次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ、其ノ引続キタル在職ニ付退隠料又ハ退職給与金ヲ受クル資格ヲ失フ。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 在職中ノ犯罪行為ニ依リ<u>拘禁刑</u>以上ノ刑ニ処セラレタルトキ。</p>	<p>第9条 次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ、其ノ引続キタル在職ニ付退隠料又ハ退職給与金ヲ受クル資格ヲ失フ。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 在職中ノ犯罪行為ニ依リ<u>禁錮</u>以上ノ刑ニ処セラレタルトキ。</p>
<p>第10条 退隠料ヲ受クルモノ次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ、其ノ間之ヲ停止ス。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 3年以下ノ<u>拘禁刑</u>以上ノ刑ニ処セ</p>	<p>第10条 退隠料ヲ受クルモノ次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ、其ノ間之ヲ停止ス。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 3年以下ノ<u>懲役又ハ禁錮</u>以上ノ刑</p>

<p>ラレタルトキハ其ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄。但シ、刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ、之ヲ停止セス。其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ、其ノ翌日ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>ニ処セラレタルトキハ其ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄。但シ、刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ、之ヲ停止セス。其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ、其ノ翌日ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(略)</p>
--	---

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年敦賀市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受け</p>	<p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受け</p>

た者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) （略）

2 （略）

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、こ

た者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) （略）

2 （略）

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、こ

<p>の限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>の限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
--	---

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年敦賀市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失職の特例)</p> <p>第5条 法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、公務遂行中の過失により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員については、任命権者が情状を考慮して特に必要と認めるときに限り、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の特例)</p> <p>第5条 法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、公務遂行中の過失により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員については、任命権者が情状を考慮して特に必要と認めるときに限り、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例（昭和30年敦賀市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職を</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職を</p>

した者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) （略）

2～4 （略）

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) （略）

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又

した者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) （略）

2～4 （略）

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) （略）

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は

は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 (略)

2・3 (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 (略)

2・3 (略)

<p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 （略）</p>	<p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 （略）</p>
---	---

（敦賀市環境保全条例の一部改正）

第5条 敦賀市環境保全条例（昭和47年敦賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第60条 第32条、第36条の規定による命令に違反した者は1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第60条 第32条、第36条の規定による命令に違反した者は1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p>

（敦賀市公設地方卸売市場条例の一部改正）

第6条 敦賀市公設地方卸売市場条例（昭和59年敦賀市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の制限)</p> <p>第13条の4 市長は、卸売業務を行うことについて第13条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>(許可の制限)</p> <p>第13条の4 市長は、卸売業務を行うことについて第13条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>(3)～(7) (略)</p>
<p>(登録の拒否)</p> <p>第22条 市長は、第19条第1項又は第3項の登録の申請があった場合において、その申請に係る競り売りを行おうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わ</p>	<p>(登録の拒否)</p> <p>第22条 市長は、第19条第1項又は第3項の登録の申請があった場合において、その申請に係る競り売りを行おうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わ</p>

<p>り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可の制限)</p> <p>第39条 市長は、第1種関連事業を営むことについて第36条第1項の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可の制限)</p> <p>第39条 市長は、第1種関連事業を営むことについて第36条第1項の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

(敦賀市水道水源保護条例の一部改正)

第7条 敦賀市水道水源保護条例（平成13年敦賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第43条 第19条、第25条又は第29条第1項、第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第43条 第19条、第25条又は第29条第1項、第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>

<p>第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第45条 第18条(第21条第3項において準用する場合を含む。)又は第20条第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p>第47条 第14条第1項、第20条第1項又は第21条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>又は20万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第45条 第18条(第21条第3項において準用する場合を含む。)又は第20条第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の<u>禁錮</u>又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p>第47条 第14条第1項、第20条第1項又は第21条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の<u>懲役</u>又は20万円以下の罰金に処する。</p>
---	--

(敦賀市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正)

第8条 敦賀市議会の個人情報保護に関する条例(令和5年敦賀市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しく</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しく</p>

は匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

は匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のも

のに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

- 4 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

提案理由

刑法等の一部改正に伴い、所要の規定を整理する必要があるので、この案を提出する。

第 21 号 議 案

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(敦賀市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 敦賀市市税賦課徴収条例(昭和25年敦賀市条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市民税の申告)</p> <p>第28条の2 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 市長は市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第16条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に当該該当することとなったその日から30日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日、その他必要な事項を申告さ</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第28条の2 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 市長は市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第16条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に当該該当することとなったその日から30日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとな</p>

せることができる。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第46条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を、市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) (略)

2 (略)

(種別割の減免)

第76条 (略)

2 前項の規定によって、種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けよ

せることができる。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第46条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を、市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) (略)

2 (略)

(種別割の減免)

第76条 (略)

2 前項の規定によって、種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けよ

うとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)～(8) (略)

3 (略)

(特別土地保有税の減免)

第131条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税

うとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)～(8) (略)

3 (略)

(特別土地保有税の減免)

第131条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税

を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) （略）

3 （略）

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第140条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 経営者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事

を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) （略）

3 （略）

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第140条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 経営者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事

業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) (略)	業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) (略)
--------------------------------	--------------------------------

(敦賀市個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第2条 敦賀市個人番号の利用に関する条例（平成27年敦賀市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第13項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>法第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>

(敦賀市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第3条 敦賀市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年敦賀市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p>

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。

11～13 （略）

（利用及び提供の制限）

第12条 （略）

2～4 （略）

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第12条第2項第1号	（略）	（略）
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11～13 （略）

（利用及び提供の制限）

第12条 （略）

2～4 （略）

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第12条第2項第1号	（略）	（略）
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき

		、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき			、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	(略)	(略)	第38条第1項第2号	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理する必要があるため、この案を提出する。

第 22 号 議 案

敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件

敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年敦賀市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の4 （略）</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が</u>、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の4 （略）</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子のある職員が</u>、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、</p>

深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 （略）

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含

深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 （略）

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含

む。以下この項において同じ。)、
父母、子、配偶者の父母その他規則
で定める者(第16条の2第1項に
おいて「配偶者等」という。)で負
傷、疾病又は老齢により規則で定め
る期間にわたり日常生活を営むのに
支障があるものをいう。以下同じ。
)の介護をするため、任命権者が、
規則の定めるところにより、職員の
申出に基づき、要介護者の各々が当
該介護を必要とする一の継続する状
態ごとに、3回を超えず、かつ、通
算して6月を超えない範囲内で指定
する期間(以下「指定期間」とい
う。)内において勤務しないことが
相当であると認められる場合におけ
る休暇とする。

2・3 (略)

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及
び介護時間の承認)

第16条 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況
に至った職員に対する意向確認等)

第16条の2 任命権者は、職員が当
該任命権者に対し、配偶者等が当該
職員の介護を必要とする状況に至っ
たことを申し出たときは、当該職員
に対して、仕事と介護との両立に資
する制度又は措置(以下この条及び
次条において「介護両立支援制度等
」という。)その他の事項を知らせ

む。以下この項において同じ。)、
父母、子、配偶者の父母その他規則
で定める者で負傷、疾病又は老齢に
より規則で定める期間にわたり日常
生活を営むのに支障があるものをい
う。以下同じ。)の介護をするため
、任命権者が、規則の定めるところ
により、職員の申出に基づき、要介
護者の各々が当該介護を必要とする
一の継続する状態ごとに、3回を超
えず、かつ、通算して6月を超えな
い範囲内で指定する期間(以下「指
定期間」という。)内において勤務
しないことが相当であると認められ
る場合における休暇とする。

2・3 (略)

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及
び介護時間の承認)

第16条 (略)

るとともに、介護両立支援制度等の
申告、請求又は申出（次条において
「請求等」という。）に係る当該職
員の意向を確認するための面談その
他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該
職員が40歳に達する日の属する年
度（4月1日から翌年の3月31日
までをいう。）において、前項に規
定する事項を知らせなければなら
ない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の3 任命権者は、介護両立
支援制度等の請求等が円滑に行われ
るようにするため、次に掲げる措置
を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度
等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相
談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係
る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

提案理由

仕事と生活の両立支援のため、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行いたいので、この案を提出する。

第 23 号 議 案

職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年敦賀市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項</u>において読み替えて準用する同条<u>第29項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範</p>

圏内で) 行うものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理する必要があるので、この案を提出する。

第 24 号 議 案

職員の旅費支給に関する条例の一部改正の件

職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費支給に関する条例（昭和26年敦賀市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（用語の意義）</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>職員</u> 市長、副市長及び地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。</p> <p>(2) <u>旅行役務提供者</u> <u>旅行者</u>（<u>旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。</u>）その他の規則で定める者（以下この号において「<u>旅行者等</u>」という。）であって、市と旅行役務提供契約（<u>旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。</u>次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。</p>	<p><u>（職員の定義）</u></p> <p>第2条 この条例で職員とは、市長、副市長及び地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。</p>

(旅費の支給)

第3条 (略)

2～5 (略)

6 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その

(職務の級)

第3条 この条例において「何級の職務」という場合には職員^の給与に関する条例(昭和26年敦賀市条例第5号)
第3条第1項第1号に規定する行政職給料表(1)による当該級の職務(その給料が行政職給料表(1)によらない者については規則で定めるこれに相当する職務)をいうものとする。

(準用)

第4条 この条例に定めるものを除く外、旅費の支給に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)及び国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)を準用する。

(旅費の支給)

第5条 (略)

2～5 (略)

6 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者がその出発前に第6条第3項の規定により旅行命令等を取消され又は死亡した場合において当該旅行のためすでに支出した金額がある時は、当該金額のうちその者の損失となった金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関の

他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6

項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 （略）

2 （略）

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には

事故により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内の金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第6条 （略）

2 （略）

3 旅行命令権者は、すでに発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で前項の規定に該当する場合には、自ら又は第7条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づきこれを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に記載して行わなければならない。

、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 (略)

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 (略)

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。

(旅行命令等に従わない旅行)

第7条 (略)

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 (略)

(旅費の種類)

第8条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路旅行（鉄道旅行を除く。以下同じ。）について路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第9条から第15条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現にとった経路及び方法によって計算する。

当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行又は航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第9条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現にとった経路及び方法によって計算する。

第10条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

第11条 旅行者が同一地域（市町村の存する地域、都については特別区の存する全地域）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数20日を超える場合にはその超える日数について定額の2割、滞在日数40日を超える場合にはその超える日数について定額の3割、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の4割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。ただし、講習その他による特別の場合においては、この規定にかかわらず、打切旅費を支

給することができる。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の日数計算につきその滞在日数から除外する。

第12条 私事のため在勤地又は出張地外の地に居住又は滞在する者がその居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第13条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以降の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払により旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第

(旅費の請求手続)

14条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払により旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の請求書を当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出担当職員」という。）に提出しなければならない。

5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えて当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出担当職員」という。）に提出しなければならない。

2～4 （略）

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当職員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び

2～4 （略）

（証人等の旅費）

第15条 第5条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、特別の定めがある場合を除く外、国家公務員その他公職にある者には各その官公職相当の額、その他の者にはその都度市長の定める額とする。

（鉄道賃）

第16条 鉄道賃の額は、旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）及び次に規定する料金による。

第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。

)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金(市長及び副市長に限る。)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級(市長及び副市長が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(1) 急行料金を徴する客車を運行させる路線による旅行の場合には、その急行料金

(2) 特別車両料金を徴する客車を運行させる路線による旅行の場合には、前号の急行料金のほか、その特別車両料金

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行させる路線による旅行の場合には、第1号の急行料金及び前号の特別車両料金のほか、その座席指定料金

2 前項第1号の急行料金は、旅行の片道の路程が50キロメートル以上の場合に限り支給する。

3 第1項第2号の特別車両料金は、市長又は副市長の職務にある者に対してのみ旅行の片道の路程が100キロメートル以上の場合に限り支給する。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものである。公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

4 第1項第3号の座席指定料金は、旅行の片道の路程が100キロメートル以上の場合に限り支給する。

5 特別の必要により急行料金を徴する客車を運行させる路線による旅行をする場合においては、第2項の規定にかかわらず、その急行料金を支給することができる。

(船賃)

第17条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）及び料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には次に規定する運賃

ア 市長又は副市長の職務にある者については上級の運賃

イ 1級から8級までの職務にある者については中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶を運航させる航路による旅行の場合にはその運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶を運航させる航路による旅行の場合にはそ

(4) 特別船室料金（市長及び副市長に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（市長及び副市長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及

の運賃

(4) 公務上の理由により別に寝台料金を必要とする場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 第3号に規定する船舶で特別船室料金を徴するものを運航させる航路による旅行の場合には、同号の運賃及び前号の寝台料金のほか、その特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運航させる航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、その座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において当該各号に規定する階級におけるそれぞれの運賃を更に2以上に区分する船舶を運航させる航路により旅行するときは、当該各号に規定する運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

3 第1項第5号の特別船室料金は、市長又は副市長の職務にある者に限り支給する。

（航空賃）

第17条の2 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃及び特別座席料金による。

び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（市長及び副市長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。

）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要す

2 特別座席料金は、市長又は副市長の職務にある者に限り支給する。

（車賃）

第18条 公共交通機関を利用する旅行の車賃の額は、旅客運賃による。

る運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 私有車（任命権者が定めるところにより登録を受けた私有の自動車に限る。）を運転する旅行で旅行命令権者の承認を受けたもの（以下「私有車旅行」という。）の車賃は、当該私有車を運転する職員について支給するものとし、その額は、別表の定額により計算した額による。

3 私有車旅行の車賃の計算は、全路程を通算して行う。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
（日当）

第19条 日当の額は、別表の定額による。ただし、県内旅行については、日当は、支給しない。

2 県外旅行（自動車による県外旅行を除く。）のうち1日の路程が鉄道旅行については100キロメートル未満、水路旅行については50キロメートル未満、陸路旅行については25キロメートル未満である場合の日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第1に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

ない事情により宿泊した場合を除くほか、別表の定額の2分の1に相当する額による。

3 自動車による県外旅行で、陸路25キロメートル以上のものについては前項に規定する額に相当する額の日当を支給し、陸路25キロメートル未満のものについては日当を支給しない。

(宿泊料)

第20条 宿泊料の額は、別表の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

3 県内における宿泊については、特別の場合を除くほか、宿泊料を支給しない。

(食卓料)

第21条 食卓料の額は、別表の定額による。

	<p><u>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食事の代金を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食事の代金を要する場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>第 2 2 条 削除</u></p>
<p><u>(宿泊手当)</u></p> <p><u>第 1 5 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第 2 に定める 1 夜当たりの定額とする。</u></p>	
<p><u>2 宿泊手当の額は、第 1 3 条又は前条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合</u> <u>前項で定める定額の 3 分の 2 の額</u></p> <p><u>(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合</u> <u>前項で定める定額の 3 分の 1 の額</u></p> <p><u>(退職者等の旅費)</u></p>	<p><u>(退職者等の旅費)</u></p>
<p><u>第 1 6 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</u></p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(遺族の旅費)</u></p>	<p><u>第 2 3 条 第 5 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</u></p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(遺族の旅費)</u></p>
<p><u>第 1 7 条 第 3 条第 2 項第 2 号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定</u></p>	<p><u>第 2 4 条 第 5 条第 2 項第 2 号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定</u></p>

する旅費とする。

(1) (略)

(証人等の旅費)

第18条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、特別の定めがある場合を除く外、国家公務員その他公職にある者には各その官公職相当の額、その他の者にはその都度市長の定める額とする。

(旅費の支給額の上限)

第19条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条及び第14条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第20条 市長は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費

する旅費とする。

(1) (略)

(旅費の調整)

第25条 旅行者が公用の交通機関又は借上の交通機関を利用して旅行した場合には、その区間に対する鉄道賃、船賃又は車賃は、これを支給しない。

を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 市長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。

3 職員が公務上の必要により市長、副市長又は市長の指定する者（以下「特別職等」という。）に随行した場合は、旅行命令権者が特に必要と認めるときは、当該特別職等の職員と同額の旅費を支給することができる。

（旅費の返納）

第21条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則

第26条 市長は、任命権者の随行その他特別の事情によって定額の旅費を以てその実費を支弁し難い場合は、その実費を支給し又定額の支給の必要がないと認めた場合は、定額を減じ又はその全部若しくは一部を支給しないことがある。

<p><u>で定める。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第 2 2 条 この条例に定めるものを除く</u> <u>ほか、旅費の支給に関しては、国家公</u> <u>務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5</u> <u>年法律第 1 1 4 号）、国家公務員等の</u> <u>旅費に関する法律施行令（令和 6 年政</u> <u>令第 3 0 6 号）及び国家公務員等の旅</u> <u>費支給規程（昭和 2 5 年大蔵省令第 4</u> <u>5 号）を準用する。</u></p> <p><u>(規則への委任)</u></p> <p><u>第 2 3 条 この条例に定めるもののほか</u> <u>、この条例の施行に関し必要な事項は</u> <u>、規則で定める。</u></p>	
---	--

別表を次のように改める。

別表第 1（第 1 3 条関係）

区分	宿泊費基準額（1 夜につき）	
	市長及び副市長	一般職の職員
北海道	円 1 8, 0 0 0	円 1 3, 0 0 0
青森県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
岩手県	1 3, 0 0 0	9, 0 0 0
宮城県	1 4, 0 0 0	1 0, 0 0 0
秋田県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
山形県	1 4, 0 0 0	1 0, 0 0 0
福島県	1 1, 0 0 0	8, 0 0 0
茨城県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
栃木県	1 4, 0 0 0	1 0, 0 0 0
群馬県	1 4, 0 0 0	1 0, 0 0 0
埼玉県	2 7, 0 0 0	1 9, 0 0 0
千葉県	2 4, 0 0 0	1 7, 0 0 0
東京都	2 7, 0 0 0	1 9, 0 0 0

神奈川県	22,000	16,000
新潟県	22,000	16,000
富山県	15,000	11,000
石川県	13,000	9,000
福井県	14,000	10,000
山梨県	17,000	12,000
長野県	15,000	11,000
岐阜県	18,000	13,000
静岡県	13,000	9,000
愛知県	15,000	11,000
三重県	13,000	9,000
滋賀県	15,000	11,000
京都府	27,000	19,000
大阪府	18,000	13,000
兵庫県	17,000	12,000
奈良県	15,000	11,000
和歌山県	15,000	11,000
鳥取県	11,000	8,000
島根県	13,000	9,000
岡山県	14,000	10,000
広島県	18,000	13,000
山口県	11,000	8,000
徳島県	14,000	10,000
香川県	21,000	15,000
愛媛県	14,000	10,000
高知県	15,000	11,000
福岡県	25,000	18,000
佐賀県	15,000	11,000
長崎県	15,000	11,000
熊本県	20,000	14,000
大分県	15,000	11,000

宮崎県	17,000	12,000
鹿児島県	17,000	12,000
沖縄県	15,000	11,000

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第15条関係）

区分	宿泊手当（1夜につき）
全ての地	2,400円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の旅費支給に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の職員の旅費支給に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第5条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第6条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第21条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年敦賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

鉄道賃及び船賃	車賃（1キロメートルにつき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
職員の旅費支給に関する条例（昭和26年敦賀市条例第16号）の市長の例による。	円 37	円 3,000	円 14,800	円 3,000

」

を

「

鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費	宿泊手当（1夜につき）
職員の旅費支給に関する条例（昭和26年敦賀市条例第16号）の市長の例による。	円 2,400

」

に改める。

(敦賀市職員の死亡事案に関する第三者調査委員会設置条例の一部改正)

- 6 敦賀市職員の死亡事案に関する第三者調査委員会設置条例（令和6年敦賀市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

報酬の額	鉄道賃及びその他の交通費
日額 7,500円	職員の旅費支給に関する条例（昭和26年敦賀市条例第16号）の市長の例による。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

第 25 号 議 案

職員の退職手当に関する条例の一部改正の件

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 9 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和30年敦賀市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第10条 (略)	第10条 (略)
2～10 (略)	2～10 (略)
11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。	11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) <u>安定した職業</u> に就いたもの 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額	(4) <u>職業</u> に就いたもの 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
(5)・(6) (略)	(5)・(6) (略)
12・13 (略)	12・13 (略)

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

15～17 (略)

附 則

1～9 (略)

10 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 (略)

附 則

1～9 (略)

10 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大

人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

1 1 旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）による改正前の国立学校設置法第3条第1項に規定する福井医科大学を含む。）の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、

学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

1 1 旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）による改正前の国立学校設置法第3条第1項に規定する福井医科大学を含む。）の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該

当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

1 2 (略)

1 3 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指

国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

1 2 (略)

1 3 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指

<p>導を行うことが適当であると認められたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）」</p> <p>とする。</p> <p>14～23 （略）</p>	<p>導を行うことが適当であると認められたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）」</p> <p>とする。</p> <p>14～23 （略）</p>
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

提案理由

国家公務員退職手当法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要がある
ので、この案を提出する。

第 26 号 議 案

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正の件

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
 条例及び敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条
 例の一部を改正する条例

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条
 例の一部改正)

第1条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関す
 る条例(令和4年敦賀市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示す
 ように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日) 第1条 (略) (公益的法人等への職員の派遣に関 する経過措置) 第2条 第2条の規定による改正後の 公益的法人等への職員の派遣等に関 する条例(以下この条において「新 職員派遣条例」という。)第2条第 2項第1号の規定は、地方公務員法 の一部を改正する法律(令和3年法 律第63号。以下「改正法」とい う。) <u>附則第9条第6項</u>に規定する 暫定再任用職員(以下「暫定再任用 職員」という。)には適用しない。 2 (略) (育児短時間勤務を行う職員に関す</p>	<p>附 則 (施行期日) 第1条 (略) (公益的法人等への職員の派遣に関 する経過措置) 第2条 第2条の規定による改正後の 公益的法人等への職員の派遣等に関 する条例(以下この条において「新 職員派遣条例」という。)第2条第 2項第1号の規定は、地方公務員法 の一部を改正する法律(令和3年法 律第63号。以下「改正法」とい う。) <u>附則第9条第2項</u>に規定する 暫定再任用職員(以下「暫定再任用 職員」という。)には適用しない。 2 (略) (育児短時間勤務を行う職員に関す</p>

る経過措置)

第3条 (略)

(職員の勤務延長に関する経過措置)

第4条 (略)

(暫定再任用職員に関する経過措置)

第5条 (略)

第6条 (略)

2～6 (略)

7 新給与条例第20条の4第2項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号) 附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

8 (略)

第7条 暫定再任用職員に対する第7条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「を除く。以下「職員」という。)」とあるのは、「及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第6

る経過措置)

第3条 (略)

(職員の勤務延長に関する経過措置)

第4条 (略)

(暫定再任用職員に関する経過措置)

第5条 (略)

第6条 (略)

2～6 (略)

7 新給与条例第20条の4第2項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号) 附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

8 (略)

第7条 暫定再任用職員に対する第7条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「を除く。以下「職員」という。)」とあるのは、「及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第6

<p>3号) 附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>3号) 附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第8条 (略)</p>
---	---

(敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年敦賀市条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第6条第1項若しくは第2項(これら</p>

規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この条において「新勤務時間条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この条において「新勤務時間条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理する必要があるため、この案を提出する。

第 27 号 議 案

敦賀市清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部改正の件

敦賀市清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市清掃センターの設置及び管理に関する条例（平成3年敦賀市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(最終処分場) 第4条 清掃センターに、次に掲げるとおり一般廃棄物の最終処分場を置く。		(最終処分場) 第4条 清掃センターに、次に掲げるとおり一般廃棄物の最終処分場を置く。	
名称	位置	名称	位置
<u>金山最終処分場</u>	<u>敦賀市金山99号</u> <u>3番1</u>	<u>赤崎最終処分場</u>	<u>敦賀市赤崎32号</u> <u>3番2</u>

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

赤崎最終処分場の埋立てが終了し、金山最終処分場の供用を開始したいので、この案を提出する。

第 28 号 議 案

敦賀市都市公園条例の一部改正の件

敦賀市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市都市公園条例の一部を改正する条例

敦賀市都市公園条例（昭和40年敦賀市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（<u>公園予定区域又は予定公園施設</u>についての準用）</p> <p>第15条 第3条から第14条までの規定は法<u>第33条第4項</u>に規定する<u>公園予定区域</u>又は<u>予定公園施設</u>について準用する。</p>	<p>（<u>公園予定地及び予定公園施設</u>についての準用）</p> <p>第15条 第3条から第14条までの規定は法<u>第23条第1項</u>に規定する<u>公園予定地</u>又は<u>予定公園施設</u>について準用する。</p>

別表第1中

「

松原公園	野球場 遊技具（市長が別に定めるもの）
------	---------------------

」

を

「

松原公園	野球場
------	-----

」

に改める。

別表第2の4の(1)を削る。

別表第2の4の(2)のカの(ア)体育館の表中

「

研修室	1室につき	1,200円	1,200円	1,200円	300円
-----	-------	--------	--------	--------	------

」

を

「

研修室 会議室	1室につき	1,200円	1,200円	1,200円	300円
談話室	1室につき	600円	600円	600円	150円

」

に改め、別表第2の4の(2)の(イ)附属施設の表中

「

研修室	1室	1,000円
-----	----	--------

」

を

「

研修室 会議室 談話室	1室	1,000円
-------------	----	--------

」

に改め、別表第2の4の(2)の(ア)屋内プールの表中

「

専用しない場合	学生等	1回につき	200円	200円	200円	
	一般		300円	300円	300円	

」

を

「

専用しない場合	学生等	1回につき	200円 (午前9時から午後8時まで)	
	一般		300円 (午前9時から午後8時まで)	

」

に改め、別表第2の4の(2)の(イ)屋外プールの表中

「

午前 (午前8時30分 から正午まで)

」

を

「

午前
(午前 9 時から
正午まで)

に、

「

専用しな い場合	学生等	1 回に つき	100 円	100 円	
	一般		200 円	200 円	

」

を

「

専用しな い場合	学生等	1 回に つき	100 円 (午前 9 時から午後 5 時まで)	
	一般		200 円 (午前 9 時から午後 5 時まで)	

」

に改め、別表第 2 の 4 の(2)のケの(ウ)トレーニングルームの表を次のように改める。

(ウ) トレーニングルーム

区分	算定基礎	金額	
		午前 9 時から午後 9 時まで	
学生等	1 回につき	200 円	
一般		300 円	

別表第 2 の 4 の(2)を別表第 2 の 4 の(1)とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の敦賀市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用の許可及びこれに関し必要な手続その他改正後の条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の日前においても改正後の条例の規定により行うことができる。

提案理由

敦賀市総合運動公園のプール等の使用料に係る時間区分の改定等を行いたいの
で、この案を提出する。

第 29 号 議 案

敦賀駅東口駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正の件

敦賀駅東口駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀駅東口駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

敦賀駅東口駐車場の設置及び管理に関する条例（令和5年敦賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
種別	金額		種別	金額	
駐車の 料金	30分ご とに10 0円	1 入場からの駐車時間が <u>1時間</u> 以内であるときは、無料とする。	駐車の 料金	30分ご とに10 0円	1 入場からの駐車時間が <u>30分</u> 以内であるときは、無料とする。
		2 駐車時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。			2 駐車時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。
		3 駐車時間が4時間を超える場合は、24時間まで700円とする。			3 駐車時間が4時間を超える場合は、24時間まで700円とする。
		4 駐車時間が24時間を超える場合は、24時間に達した時以後24時間ごとに2及び3の方法により算定した額を24時間			4 駐車時間が24時間を超える場合は、24時間に達した時以後24時間ごとに2及び3の方法により算定した額を24時間

		までの額に加算する。			までの額に加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の施行の前に入場し、同日以後に退場した駐車場の利用に係る駐車料金については、この条例による改正後の別表第2の規定を適用する。

提案理由

敦賀駅東口利用者の利便性向上を図るため、敦賀駅東口駐車場の使用に係る無料時間を延長したいので、この案を提出する。

第 30 号 議 案

敦賀市駅前立体駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正の件

敦賀市駅前立体駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市駅前立体駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市駅前立体駐車場の設置及び管理に関する条例（平成29年敦賀市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p><u>敦賀市営駐車場の設置及び管理に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>市民等</u>の利便性の向上及び道路交通の円滑化を図り、もって都市機能の維持及び増進に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>敦賀市営駐車場</u>（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敦賀駅前立体駐車場</td> <td>敦賀市鉄輪町1丁目101番地</td> </tr> <tr> <td><u>白銀駐車場</u></td> <td><u>敦賀市白銀町2番11</u></td> </tr> <tr> <td><u>敦賀駅東口駐車場</u></td> <td><u>敦賀市泉97号1番1</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	敦賀駅前立体駐車場	敦賀市鉄輪町1丁目101番地	<u>白銀駐車場</u>	<u>敦賀市白銀町2番11</u>	<u>敦賀駅東口駐車場</u>	<u>敦賀市泉97号1番1</u>	<p><u>敦賀市駅前立体駐車場の設置及び管理に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>市民</u>の利便性の向上及び道路交通の円滑化を図り、もって都市機能の維持及び増進に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>敦賀市駅前立体駐車場</u>（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敦賀市駅前立体駐車場</td> <td>敦賀市鉄輪町1丁目101番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	敦賀市駅前立体駐車場	敦賀市鉄輪町1丁目101番地
名称	位置												
敦賀駅前立体駐車場	敦賀市鉄輪町1丁目101番地												
<u>白銀駐車場</u>	<u>敦賀市白銀町2番11</u>												
<u>敦賀駅東口駐車場</u>	<u>敦賀市泉97号1番1</u>												
名称	位置												
敦賀市駅前立体駐車場	敦賀市鉄輪町1丁目101番地												

(施設)

第3条 駐車場には、次に掲げる施設を設ける。

(1) 敦賀駅前立体駐車場

ア 自転車駐車場

イ 自動車駐車場

(2) 白銀駐車場

自動車駐車場

(3) 敦賀駅東口駐車場

自動車駐車場

(利用の範囲)

第4条 前条に規定する駐車場を利用できる車両は、次の各号に掲げる区分で、当該各号に規定するとおりとする。

(1) (略)

(2) 自動車駐車場 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定するものうち次に掲げる自動車とする。ただし、他の車両をけん引している車両は除く。

ア 普通自動車(長さ5メートル、幅1.9メートル及び高さ2.3メートル以下のものに限る。)

イ 小型自動車(三輪以上のものに限る。)

ウ 軽自動車(三輪以上のものに限る。)

(施設)

第3条 駐車場には、次に掲げる施設を設ける。

(1) 自転車駐車場

(2) 自動車駐車場

(利用の範囲)

第4条 前条に規定する駐車場を使用できる車両は、次の各号に掲げる区分で、当該各号に規定するとおりとする。

(1) (略)

(2) 自動車駐車場 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車(長さ5メートル、幅1.9メートル及び高さ2.3メートル以下のものに限る。)
並びに自動二輪車を除く小型自動車及び軽自動車(この号に掲げる自動車が物品等を積載したときは、その全長、全幅及び全高は、普通自動車の基準と同じとする。)

2 前項第2号イ及びウに規定する車両

が物品等を積載したときは、その全長、全幅及び全高は、普通自動車の基準と同じとする。

(指定管理者の指定の基準)

第6条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に適合しているもののうち、設置目的を最も効果的に達成することができるものと認めるものを、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民等であって駐車場を利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2)～(4) (略)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第8条 指定管理者が行う駐車場の管理の業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 駐車場の利用に関すること。

(2)～(4) (略)

(指定管理者の指定の基準)

第6条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に適合しているもののうち、設置目的を最も効果的に達成することができるものと認めるものを、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2)～(4) (略)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第8条 指定管理者が行う駐車場の管理の業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務を行うこと。

(2)～(4) (略)

(利用の許可)

第13条 駐車場を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、駐車場の利用を許可する際に駐車場の管理上必要な限度において条件を付すことができる。

(利用許可の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 管理上支障があると認められるとき。

(4) その他指定管理者が不相当であると認めるとき。

(許可の目的外利用等の禁止)

第15条 第13条第1項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた目的以外に駐車場を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(損傷又は滅失の届出)

第16条 施設、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失させた者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(利用許可の取消し等)

第17条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第

(利用料金等)

第 1 3 条 (略)

(利用料金の免除)

第 1 4 条 (略)

(利用料金の不還付)

第 1 5 条 (略)

(割増金)

第 1 6 条 (略)

1 3 条第 1 項の許可 (以下「利用許可」という。) を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは利用の条件を変更することができる。

(1) 利用許可の申請に虚偽の事実があったとき。

(2) 第 1 4 条各号のいずれかに該当するものと認めたとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) その他管理運営上やむを得ない事由により特に必要があると認めたと
き。

2 前項の規定により利用許可を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは利用条件を変更した場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者はその責めを負わない。

(利用料金等)

第 1 8 条 (略)

(利用料金の免除)

第 1 9 条 (略)

(利用料金の不還付)

第 2 0 条 (略)

(割増金)

第 2 1 条 (略)

(特別な設備等の許可)

第 2 2 条 利用者は、駐車場に特別な設備器具を設置し、又は駐車場の原状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければなら

(駐車の拒否)

第 1 7 条 (略)

(禁止行為)

第 1 8 条 (略)

(損傷又は滅失の届出)

第 1 9 条 施設、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失させた者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(自転車等の移動等)

第 2 0 条 (略)

(損害賠償)

ない。

2 前項の規定により生じる経費は利用者の負担とし、利用許可を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは利用条件を変更した場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者はその責めを負わない。

(原状回復の義務)

第 2 3 条 利用者は、駐車場の利用を終了したとき、第 1 7 条第 1 項の規定により利用許可を取り消されたとき、又は前条第 1 項の規定により特別な設備器具を設置し、若しくは施設の原状を変更したときは、直ちに当該施設を原状に回復し、指定管理者の点検を受けなければならない。

2 利用者が前項の規定を履行しないときは、市長が利用者に代わってこれを執行し、その費用は利用者の負担とする。

(駐車の拒否)

第 2 4 条 (略)

(禁止行為)

第 2 5 条 (略)

(自転車等の移動等)

第 2 6 条 (略)

(損害賠償)

第21条 (略) (賠償責任)	第27条 (略) (賠償責任)
第22条 (略) (委任)	第28条 (略) (委任)
第23条 (略)	第29条 (略)

別表を次のように改める。

別表 (第13条関係)

駐車場	種別	金額	
敦賀駅前立体 駐車場	普通駐車場の 料金	1時間ごとに 100円	1 入庫からの駐車時間が1時間以内 であるときは、無料とする。 2 駐車時間に1時間未満の端数がある ときは、1時間として計算する。 3 駐車時間が8時間を超える場合は 、24時間まで800円とする。 4 駐車時間が24時間を超える場合 は、24時間に達した時以後24時 間ごとに2及び3の方法により算定 した額を24時間までの額に加算す る。
	定期駐車券 の料金	全日定期駐車 券	9,000円
		平日定期駐車 券	7,000円
	プリペイド カードの料 金	6,000円 相当券	5,000円
白銀駐車場	普通駐車場の 料金	1時間ごとに 100円	1 入場からの駐車時間が1時間以内 であるときは、無料とする。 2 駐車時間に1時間未満の端数がある ときは、1時間として計算する。 3 駐車時間が7時間を超える場合は 、24時間まで700円とする。

			4 駐車時間が24時間を超える場合は、24時間に達した時以後24時間ごとに2及び3の方法により算定した額を24時間までの額に加算する。
	定期駐車券の料金	全日定期駐車券	7,000円
		平日定期駐車券	5,000円
	プリペイドカードの料金	7,000円相当券	6,000円
敦賀駅東口駐車場	駐車場の料金	30分ごとに100円	<p>1 入場からの駐車時間が1時間以内であるときは、無料とする。</p> <p>2 駐車時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。</p> <p>3 駐車時間が4時間を超える場合は、24時間まで700円とする。</p> <p>4 駐車時間が24時間を超える場合は、24時間に達した時以後24時間ごとに2及び3の方法により算定した額を24時間までの額に加算する。</p>

備考

- 1 「全日定期駐車券」とは、月の初日から当該月の末日までの間（自動車駐車場の駐車のために供する部分の全てが利用されているときを除く。）、自動車を駐車できるものをいう。
- 2 「平日定期駐車券」とは、月の初日から当該月の末日までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く日（自動車駐車場の駐車のために供する部分の全てが利用されているときを除く。）に、自動車を駐車できるものをいう。
- 3 全日定期駐車券又は平日定期駐車券により入庫し、それぞれ前2項に規定

する駐車できる日以外に利用した料金については、この表の普通駐車料金の項金額の欄に掲げる規定により算出した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(敦賀市白銀駐車場の設置及び管理に関する条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 敦賀市白銀駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和56年敦賀市条例第10号）

(2) 敦賀駅東口駐車場の設置及び管理に関する条例（令和5年敦賀市条例第21号）

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の敦賀市営駐車場の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続、利用料金の承認その他改正後の条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても改正後の条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 4 施行日前に、この条例による廃止前の敦賀市白銀駐車場の設置及び管理に関する条例及び敦賀駅東口駐車場の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

提案理由

敦賀駅前立体駐車場に加え、白銀駐車場及び敦賀駅東口駐車場について、指定管理者制度を導入したいので、この案を提出する。

第 31 号 議 案

敦賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正の件

敦賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

敦賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年敦賀市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第</p>

7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること

。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれ

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを

かを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型

(2) (略)

6 (略)

7 (略)

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要

若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) (略)

4 (略)

5 (略)

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

(小規模保育事業所 A 型の職員)

第 29 条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童
(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。
次号において同じ。) おおむね 15 人につき 1 人

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 25 人につき 1 人

3 (略)

(小規模保育事業所 B 型の職員)

第 31 条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童
(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。
次号において同じ。) おおむね 15 人につき 1 人

(3)～(5) (略)

2 (略)

(小規模保育事業所 A 型の職員)

第 29 条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童
(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。
次号において同じ。) おおむね 20 人につき 1 人

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人

3 (略)

(小規模保育事業所 B 型の職員)

第 31 条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童
(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。
次号において同じ。) おおむね 20 人につき 1 人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね 2.5
人につき1人

3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)
第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区
分に応じ、当該各号に定める数の合計
数以上とする。ただし、保育所型事業
所内保育事業所一につき2人を下回る
ことはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
(法第6条の3第12項第2号の規
定に基づき受け入れる場合に限る。
次号において同じ。) おおむね 1
5人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね 2.5
人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)
第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げ
る区分に応じ、当該各号に定める数の
合計数に1を加えた数以上とし、その
うち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
(法第6条の3第12項第2号の規
定に基づき受け入れる場合に限る。
次号において同じ。) おおむね 1

(4) 満4歳以上の児童 おおむね 3.0
人につき1人

3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)
第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区
分に応じ、当該各号に定める数の合計
数以上とする。ただし、保育所型事業
所内保育事業所一につき2人を下回る
ことはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
(法第6条の3第12項第2号の規
定に基づき受け入れる場合に限る。
次号において同じ。) おおむね 2
0人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね 3.0
人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)
第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げ
る区分に応じ、当該各号に定める数の
合計数に1を加えた数以上とし、その
うち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
(法第6条の3第12項第2号の規
定に基づき受け入れる場合に限る。
次号において同じ。) おおむね 2

<p style="text-align: center;"><u>5人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25</u> <u>人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>第4条～第9条 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>0人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30</u> <u>人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>第4条～第9条 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の敦賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の敦賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 32 号 議 案

敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年敦賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人と</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあ</p>

する。

2 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。

）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保

つては1人とする。

2 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。

）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保

育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小

育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の

携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

附 則

第1条～第3条 (略)

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起

区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

附 則

第1条～第3条 (略)

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起

算して15年を経過する日までの間、
連携施設を確保しないことができる。

算して10年を経過する日までの間、
連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

第 33 号 議 案

敦賀市市税賦課徴収条例の一部改正の件

敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

敦賀市市税賦課徴収条例（昭和25年敦賀市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告）</p> <p>第40条（略）</p> <p>第41条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について、同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については、第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第</p>	<p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告）</p> <p>第40条（略）</p> <p>第41条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について、同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については、第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第3</p>

31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で、学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

1条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で、学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第152条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.9を乗じて算定する。

2 (略)

第152条の2 削除

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第152条の3 第151条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について29,100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第152条の4 第151条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第152条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.8を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額)

第152条の2 第151条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の10を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第152条の3 第151条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について28,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第152条の4 第151条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者

であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第153条の3及び第171条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第153条の3及び第171条第1項において同じ。)以外の世帯 19,200円

(2) 特定世帯 9,600円

(3) 特定継続世帯 14,400円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第153条 第151条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.9を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第153条の2 第151条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人につ

であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第153条の3及び第171条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第153条の3及び第171条第1項において同じ。)以外の世帯 19,700円

(2) 特定世帯 9,850円

(3) 特定継続世帯 14,775円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第153条 第151条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の3.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第153条の2 第151条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人につ

いて11,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第153条の3 第151条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,800円
- (2) 特定世帯 3,900円
- (3) 特定継続世帯 5,850円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第154条 第151条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.35を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第156条 第151条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第171条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第151条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合

いて9,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第153条の3 第151条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,300円
- (2) 特定世帯 3,650円
- (3) 特定継続世帯 5,475円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第154条 第151条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.4を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第156条 第151条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,600円とする。

(国民健康保険税の減額)

第171条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第151条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合

には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢6

には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢6

5歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 20,370円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯

以外の世帯 13,440円

(イ) 特定世帯 6,720円

(ウ) 特定継続世帯 10,08

0円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 8,260円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯

5歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 19,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯

以外の世帯 13,790円

(イ) 特定世帯 6,895円

(ウ) 特定継続世帯 10,34

3円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 6,300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯

別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、
それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯
以外の世帯 5, 460円
- (イ) 特定世帯 2, 730円
- (ウ) 特定継続世帯 4, 095
円

オ 介護納付金課税被保険者に係る
被保険者均等割額 介護納付金課
税被保険者（第150条第2項に
規定する世帯主を除く。）

1人について 8, 540円

カ 介護納付金課税被保険者に係る
世帯別平等割額

1世帯について 4, 200円

- (2) 法第703条の5第1項に規定す
る総所得金額及び山林所得金額の合
算額が、43万円（納税義務者並び
にその世帯に属する国民健康保険の
被保険者及び特定同一世帯所属者の
うち給与所得者等の数が2以上の場
合にあっては、43万円に当該給与
所得者等の数から1を減じた数に1
0万円を乗じて得た金額を加算した
金額）に被保険者及び特定同一世帯
所属者1人につき29万5千円を加
算した金額を超えない世帯に係る納
税義務者（前号に該当する者を除
く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る
基礎課税額の被保険者均等割額

別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、
それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯
以外の世帯 5, 110円
- (イ) 特定世帯 2, 555円
- (ウ) 特定継続世帯 3, 833
円

オ 介護納付金課税被保険者に係る
被保険者均等割額 介護納付金課
税被保険者（第150条第2項に
規定する世帯主を除く。）

1人について 8, 540円

カ 介護納付金課税被保険者に係る
世帯別平等割額

1世帯について 4, 620円

- (2) 法第703条の5第1項に規定す
る総所得金額及び山林所得金額の合
算額が、43万円（納税義務者並び
にその世帯に属する国民健康保険の
被保険者及び特定同一世帯所属者の
うち給与所得者等の数が2以上の場
合にあっては、43万円に当該給与
所得者等の数から1を減じた数に1
0万円を乗じて得た金額を加算した
金額）に被保険者及び特定同一世帯
所属者1人につき29万5千円を加
算した金額を超えない世帯に係る納
税義務者（前号に該当する者を除
く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る
基礎課税額の被保険者均等割額

被保険者（第150条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 14,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,600円

(イ) 特定世帯 4,800円

(ウ) 特定継続世帯 7,200

円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

被保険者（第150条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 5,900円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,900円

(イ) 特定世帯 1,950円

(ウ) 特定継続世帯 2,925

円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第150条第2項に規定する世帯主を除く。）

被保険者（第150条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 14,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,850円

(イ) 特定世帯 4,925円

(ウ) 特定継続世帯 7,388

円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

被保険者（第150条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 4,500円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,650円

(イ) 特定世帯 1,825円

(ウ) 特定継続世帯 2,738

円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第150条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 6, 100円
カ 介護納付金課税被保険者に係る
世帯別平等割額

1世帯について 3, 000円

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る
基礎課税額の被保険者均等割額

被保険者（第150条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 5, 820円

イ 国民健康保険の被保険者に係る
基礎課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、
それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯

以外の世帯 3, 840円

(イ) 特定世帯 1, 920円

(ウ) 特定継続世帯 2, 880

円

1人について 6, 100円
カ 介護納付金課税被保険者に係る
世帯別平等割額

1世帯について 3, 300円

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る
基礎課税額の被保険者均等割額

被保険者（第150条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 5, 600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る
基礎課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、
それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯

以外の世帯 3, 940円

(イ) 特定世帯 1, 970円

(ウ) 特定継続世帯 2, 955

円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る
後期高齢者支援金等課税額の被保
険者均等割額

被保険者（第150条第2項に
規定する世帯主を除く。）

1人について 2,360円

エ 国民健康保険の被保険者に係る
後期高齢者支援金等課税額の世帯
別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、
それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯
以外の世帯 1,560円

(イ) 特定世帯 780円

(ウ) 特定継続世帯 1,170
円

オ 介護納付金課税被保険者に係る
被保険者均等割額 介護納付金課
税被保険者（第150条第2項に
規定する世帯主を除く。）

1人について 2,440円

カ 介護納付金課税被保険者に係る
世帯別平等割額

1世帯について 1,200円

2 国民健康保険税の納税義務者の属す
る世帯内に6歳に達する日以後の最初
の3月31日以前である被保険者（以
下「未就学児」という。）がある場合
における当該納税義務者に対して課す
る被保険者均等割額（当該納税義務者
の世帯に属する未就学児につき算定し
た被保険者均等割額（前項に規定する

ウ 国民健康保険の被保険者に係る
後期高齢者支援金等課税額の被保
険者均等割額

被保険者（第150条第2項に
規定する世帯主を除く。）

1人について 1,800円

エ 国民健康保険の被保険者に係る
後期高齢者支援金等課税額の世帯
別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、
それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯
以外の世帯 1,460円

(イ) 特定世帯 730円

(ウ) 特定継続世帯 1,095
円

オ 介護納付金課税被保険者に係る
被保険者均等割額 介護納付金課
税被保険者（第150条第2項に
規定する世帯主を除く。）

1人について 2,440円

カ 介護納付金課税被保険者に係る
世帯別平等割額

1世帯について 1,320円

2 国民健康保険税の納税義務者の属す
る世帯内に6歳に達する日以後の最初
の3月31日以前である被保険者（以
下「未就学児」という。）がある場合
における当該納税義務者に対して課す
る被保険者均等割額（当該納税義務者
の世帯に属する未就学児につき算定し
た被保険者均等割額（前項に規定する

金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 24,735円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 21,825円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 17,460円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,550円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 10,030円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 8,850円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 7,080円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,900円

3 (略)

金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 23,800円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 21,000円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 16,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,000円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 7,650円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 6,750円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5,400円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,500円

3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(国民健康保険税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の敦賀市市税賦課徴収条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険税について、県内保険税水準の統一に向け、資産割を廃止するとともに標準保険税率を踏まえた改正を行いたいので、この案を提出する。

第 34 号 議 案

敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部改正の件

敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年敦賀市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償）</p> <p>第23条（略）</p> <p><u>（外国語指導助手の報酬等）</u></p> <p>第24条 この条例の規定にかかわらず、<u>語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）</u>によって任用される外国語指導助手の報酬等は、<u>JETプログラムの基準</u>によるものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第25条（略）</p>	<p>（パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償）</p> <p>第23条（略）</p> <p>（委任）</p> <p>第24条（略）</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

語学指導等を行う外国青年招致事業により、会計年度任用職員として外国語指導助手を任用したいので、この案を提出する。

第 35 号 議 案

敦賀市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件

敦賀市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

敦賀市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成28年敦賀市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>
<p>(単身赴任手当)</p> <p>第8条 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者 <u>（届出をしない</u></p>	<p>(単身赴任手当)</p> <p>第8条 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居すること</p>

が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後の在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第18条 (略)

2 前項に規定する場合のほか、前条の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第28条 第5条、第6条及び第21条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しく

となった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後の在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第18条 (略)

2 前項に規定する場合のほか、前条の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第28条 第5条、第6条、第9条及び第20条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1

は第2項の規定により採用された職員には適用しない。	項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。
---------------------------	-------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項第1号を削る改正規定及び第8条第1項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年敦賀市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>第5条 敦賀市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条及び第21条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>第6条～第8条 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>第5条 敦賀市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、<u>第9条及び第20条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>第6条～第8条 (略)</p>

提案理由

人事院勧告等に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

第 36 号 議 案

敦賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部
改正の件

敦賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

敦賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年敦賀市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(経営の基本) 第3条 (略) 2 (略) 3 下水道事業の規模は、次のとおりとする。 (1) 公共下水道事業 ア (略) イ 排水人口は、 <u>47,780人</u> とする。 ウ 1日最大処理水量は、 <u>33,596立方メートル</u> とする。 (2)・(3) (略)	(経営の基本) 第3条 (略) 2 (略) 3 下水道事業の規模は、次のとおりとする。 (1) 公共下水道事業 ア (略) イ 排水人口は、 <u>49,410人</u> とする。 ウ 1日最大処理水量は、 <u>34,588立方メートル</u> とする。 (2)・(3) (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

敦賀市公共下水道事業計画期間の延伸に伴う事業規模の変更を行いたいので、この案を提出する。

第 37 号 議 案

敦賀市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する
条例の一部改正の件

敦賀市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一
部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年敦賀市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める<u>布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学<u>又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当</u></p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科</u></p>

する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこ

目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

れに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校を卒業した者については1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者については2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- ）
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条
例で定める水道技術管理者が有すべき
資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に
規定する学校において土木工学科若
しくは土木科又はこれらに相当する
課程を修めて卒業した後（専門職大
学前期課程にあつては、修了した後
）、同条第1号に規定する学校を卒
業した者については3年以上、同条
第3号に規定する学校を卒業した者
（専門職大学前期課程にあつては、
修了した者）については5年以上、
同条第5号に規定する学校を卒業し
た者については7年以上水道に関す
る技術上の実務に従事した経験を有
する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に
規定する学校において、工学、理学
、農学、医学若しくは薬学の課程又
はこれらに相当する課程（土木工学
科及び土木科並びにこれらに相当す
る課程を除く。）を修めて卒業した
後（専門職大学前期課程にあつては
、修了した後）、同条第1号に規定
する学校を卒業した者については4
年以上、同条第3号に規定する学校
を卒業した者（専門職大学前期課程
にあつては、修了した者）につい
ては6年以上、同条第5号に規定する
学校を卒業した者については8年以

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条
例で定める資格は、次のとおりとする
。

(1) 前条の規定により布設工事監督者
たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に
規定する学校において土木工学以外
の工学、理学、農学、医学若しくは
薬学に関する学科目又はこれらに相
当する学科目を修めて卒業した後（
学校教育法による専門職大学の前期
課程にあつては、修了した後）、同
条第1号に規定する学校を卒業した
者については4年以上、同条第3号
に規定する学校を卒業した者（同法
による専門職大学の前期課程にあつ
ては、修了した者）については6年
以上、同条第4号に規定する学校を
卒業した者については8年以上水道

上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）、同条第1号に規定する学校を卒業した者について5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- | | |
|--|---|
| <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</u></p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(8) <u>建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> | <p>(6) <u>水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習の課程を修了した者</u></p> |
|--|---|

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

第 38 号 議 案

市道路線の認定の件

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次の路線を市道に認定する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

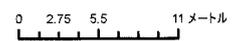
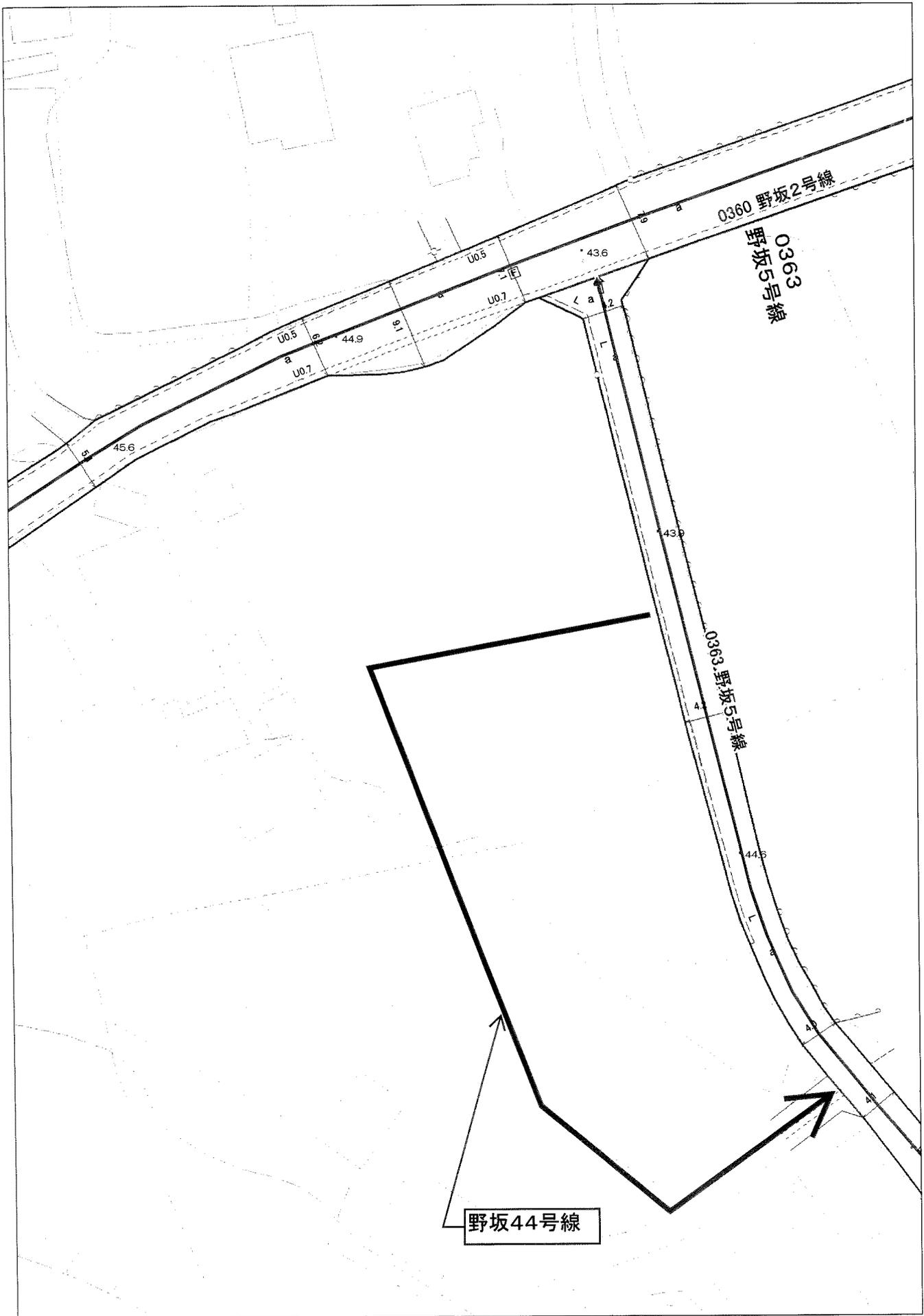
敦賀市長 米 澤 光 治

整理番号	路線名	起 点	終 点	延長	幅 員
2029	野坂44号線	野坂21号 1番8	野坂21号 4番7	m 106.1	m 6.0~6.0
2030	木崎24号線	木崎70号 2番1	原49号 14番1	m 110.4	m 8.0~8.0
2031	木崎25号線	木崎57号 17番8	木崎57号 12番1	m 111.6	m 6.0~6.0
2032	木崎26号線	木崎57号 17番1	木崎57号 12番12	m 73.8	m 6.0~6.0
2033	公文名101号線	公文名5号 49番10	公文名5号 49番6	m 63.9	m 6.0~6.0

提案理由

開発行為による道路の帰属等に伴い、路線を市道に認定する必要がある
ので、この案を提出する。

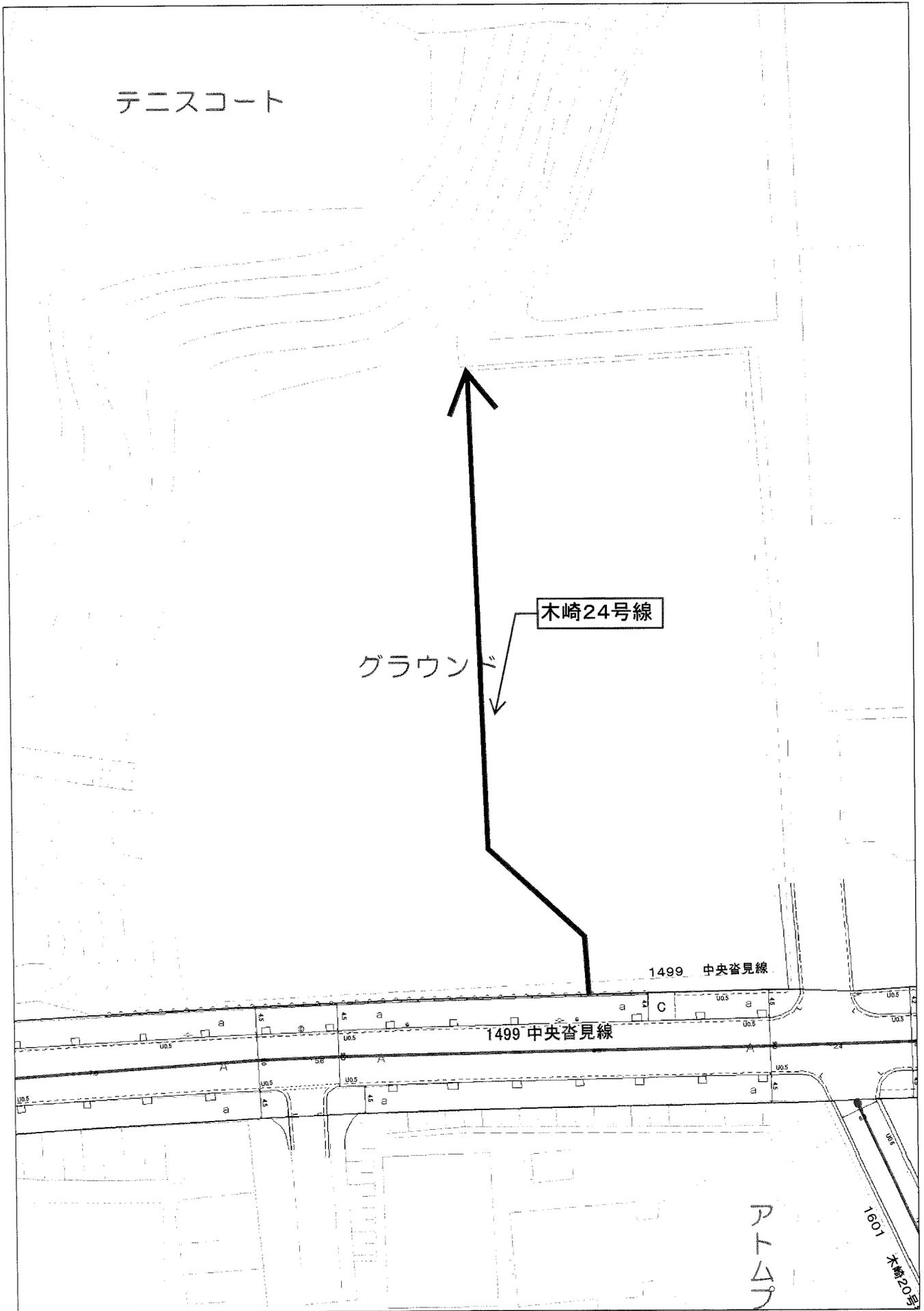
平面図



1:500



平面図

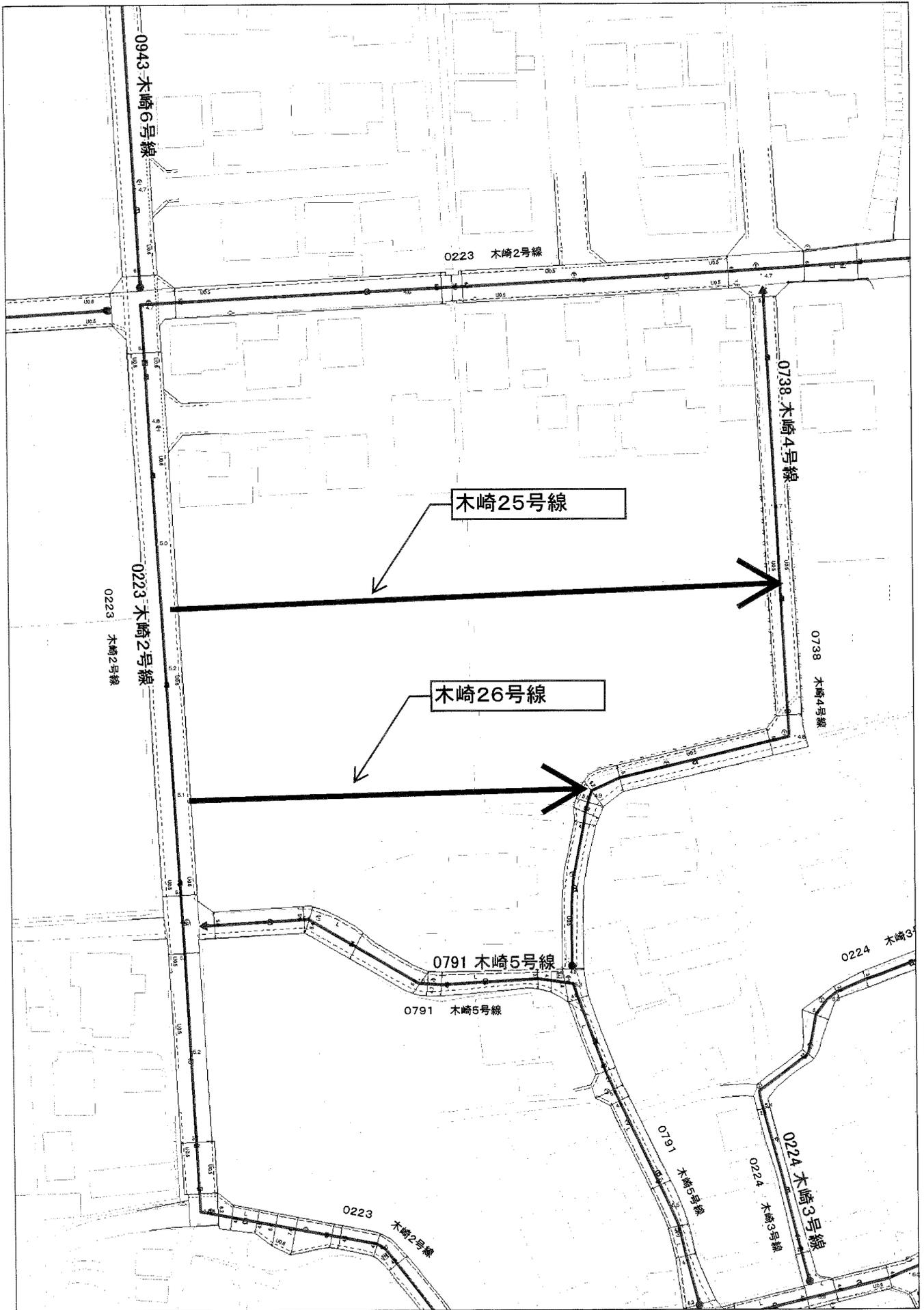


0 4.75 9.5 19メートル

1:801



平面図



0 5 10 20メートル



1:940

第 39 号 議 案

金ヶ崎周辺魅力づくり事業用地取得の件

金ヶ崎周辺魅力づくり事業用地として次のとおり土地を取得する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 土地の所在地 敦賀市金ヶ崎町 2 1 番 1 ほか 3 1 筆
- 2 土地の地目及び面積 鉄道用地 53,825.47 平方メートル
公衆用道路 149.00 平方メートル
山林 4,775.00 平方メートル
合計 58,749.47 平方メートル
- 3 取得予定価格 金 469,945,000 円
- 4 契約の相手方 大阪府大阪市北区芝田 2 丁目 4 番 24 号
日本貨物鉄道株式会社
支配人 和 氣 総一郎

提案理由

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

第 40 号 議 案

都市公園を設置すべき区域の決定の件

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 33 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり都市公園を設置すべき区域を定めるため、同条第 5 項の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|----------------|--------------------------|
| 1 都市公園の名称 | (仮称) 敦賀みなの公園 |
| 2 都市公園を設置すべき区域 | 敦賀市金ヶ崎町 2 1 番 1 ほか 3 1 筆 |
| 3 都市公園の種類 | 広場公園 |
| 4 都市公園の面積 | 58,749.47 平方メートル |

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

提案理由

都市公園を設置すべき区域を決定したいので、都市公園法第 33 条第 5 項の規定により、この案を提出する。

区域概要図

縮尺 : 1 : 10,000



第 4 1 号 議 案

元咸新小学校解体工事請負契約変更の件

元咸新小学校解体工事請負契約を次のとおり変更して契約を締結する。

令和 7 年 2 月 1 9 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 契約の目的 元咸新小学校解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の内容 契約の金額
変更前 金 1 7 6 , 0 0 0 , 0 0 0 円
変更後 金 1 5 9 , 8 7 5 , 1 0 0 円
- 4 契約の相手方 福井県敦賀市余座 9 号 1 2 番 5
株式会社道端組 敦賀営業所
所長 栗 波 剛
- 5 変更理由 一部工事内容の変更による減額

提案理由

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

第 4 2 号 議 案

福井県市町総合事務組合理約の変更の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、別紙のとおり福井県市町総合事務組合理約を変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 9 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

提案理由

福井県市町総合事務組合を組織する組合市町等である越前三国競艇企業団が、令和 7 年 4 月 1 日から越前三国ボートレース企業団に名称を変更することに伴い、福井県市町総合事務組合理約の一部を変更する必要があるため、この案を提出する。

福井県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約

福井県市町総合事務組合同規約（平成十九年福井県指令市第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「越前三国競艇企業団」を「越前三国ボートレース企業団」に改める。

別表第二第三条第一項第一号に掲げる事務の項中「越前三国競艇企業団」を「越前三国ボートレース企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和七年四月一日から施行する。

第 43 号 議 案

令和 6 年度市立敦賀病院事業会計積立金の目的外使用の件

令和 6 年度市立敦賀病院事業会計積立金を次のとおり処分することについて、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 24 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年度市立敦賀病院事業会計減債積立金 700,000,000 円の全部及び建設改良積立金 300,000,000 円の全部をそれぞれ取り崩し、未処分利益剰余金とする。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

提案理由

減債積立金及び建設改良積立金をその目的以外の用途に使用するため、地方公営企業法施行令第 24 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

報告第1号

専決処分事項の報告の件

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年敦賀市条例第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年2月19日 報告

敦賀市長 米澤光治

専 決 第 1 号

市長専決処分の件

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 1 6 日 専決

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 1 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 14 年敦賀市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特定法人) 第 10 条 法第 10 条第 1 項に規定する 条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、 <u>株式会社港都つるが観光協会</u> とする。	(特定法人) 第 10 条 法第 10 条第 1 項に規定する 条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、 <u>港都つるが株式会社</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第2号

専決処分事項の報告の件

物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年2月19日 報告

敦賀市長 米澤光治

専決第13号

市長専決処分の件

物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年12月10日 専決

敦賀市長 米澤光治

1 相手方

福井県敦賀市在住 個人

2 損害賠償の額

金328,031円

3 事故の態様

令和6年7月18日午前9時30分ごろ、敦賀市立敦賀南小学校校舎南側の敷地において同校の用務員が草刈り作業をしていた際、草刈り機により飛び跳ねた小石が、当該敷地南側に隣接する敦賀市立気比中学校調理室前の通路に駐車していた相手方車両のフロントガラス及び車両右側面等に当たり、損傷した事故である。

4 和解の内容

本事故については、市の支払う損害賠償の額を前記2のとおりとし、当事者は、将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わない。

報告第3号

専決処分事項の報告の件

事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年2月19日 報告

敦賀市長 米澤光治

専決第2号

市長専決処分の件

事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月21日 専決

敦賀市長 米澤光治

1 相手方

福井県敦賀市在住 個人

2 損害賠償の額

金28,449円

3 事故の態様

令和6年6月11日、敦賀市総合運動公園第2駐車場において、市職員が除草作業を行っていた際、当該職員が使用していた除草剤が当該駐車場に隣接する相手方が耕作する田の一部にかかり、稲の一部が生育不良となった事故である。

4 和解の内容

本事故については、市の支払う損害賠償の額を前記2のとおりとし、当事者は、将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わない。

報告第4号

専決処分事項の報告の件

物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年2月19日 報告

敦賀市長 米澤光治

専決第3号

市長専決処分の件

物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月24日 専決

敦賀市長 米澤光治

1 相手方

福井県敦賀市在住 個人

2 損害賠償の額

金296,195円

3 事故の態様

令和6年10月12日午後1時50分ごろ、敦賀市総合運動公園敷地において市職員が草刈り作業をしていた際、草刈り機により飛び跳ねた小石が、当該敷地内の駐車場に駐車していた相手方車両のリアガラスに当たり、損傷した事故である。

4 和解の内容

本事故については、市の支払う損害賠償の額を前記2のとおりとし、当事者は、将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わない。

報告第5号

専決処分事項の報告の件

市公用車の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年2月19日 報告

敦賀市長 米澤光治

専決第4号

市長専決処分の件

市公用車の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月28日 専決

敦賀市長 米澤光治

1 相手方の住所及び氏名

滋賀県大津市御陵町3番1号

大津市長 佐藤健司

2 損害賠償の額

金39,600円

3 事故の態様

令和6年12月9日午前10時ごろ、大津市役所庁舎北駐車場1階において、市職員の運転する公用車が出庫のため前進した際、公用車の左後方部が駐車場内の柱に接触した事故である。

4 和解の内容

本事故については、市の支払う損害賠償の額を前記2のとおりとし、当事者は、将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わない。